

第1部 総論

第1章 序章 p1~2

- 第1節. 刑法の意義
- 第2節. 刑罰の目的
- 第3節. 犯罪の本質
- 第4節. 刑法の機能
- 第5節. 刑法の基本原理
- 第6節. 犯罪論の体系

第2章 構成要件該当性 p3~32

- 第1節. 意義及び機能 p3
- 第2節. 構成要件の要素 p3
- 第3節. 実行行為 p3
- 第4節. 正犯 p3~13

1. 間接正犯の成立要件 p3

[論点1] 間接正犯の成立要件

2. 間接正犯の体系上の位置づけ p3~4

3. 間接正犯の諸類型 p4~13

(1) 責任なき行為の介入 p4

ア. 是非弁別能力のない者の行為

イ. 責任能力に欠ける者の行為

(2) 被害者の行為の利用 p4~8

[判例1] 自殺の強制 (最決 H16.1.20・百I 73)

[判例2] 脅迫による自殺意思の形成 (最判 S33.11.21・百II 1)

(3) 非故意行為の利用 p8

ア. 無過失行為

イ. 過失行為

(4) 故意行為の利用 p9~12

ア. 軽い犯罪の故意しかない者

イ. 故意ある幫助的道具

[事例1] 殺人罪 (平成25年司法試験改題)

[事例2] 横領罪 (平成21年司法試験改題)

ウ. 身分なき故意ある者

エ. 目的なき故意ある者

(5) 適法行為の利用 p12~13

第5節. 不真正不作為犯 p14~17

[検討の流れ]

- ・ 実行行為の特定 (作為と不作為の区別、時間的範囲)
- ・ 不真正不作為犯の実行行為性
- ・ 不作為犯の「実行に着手」(43条本文)

- ・因果関係
- ・故意
- ・殺人罪と保護責任者遺等致死罪の区別

[論点 1] 結果回避可能性と作為義務の関係

[論点 2] 先行する作為と後行する不作為との関係

第 6 節. 因果関係 p18～22

1. 条件関係 p18～19

[論点 1] 択一的競合事例

[論点 2] 仮定的因果関係の事例

2. 法的因果関係 p19～22

(1) 総論 p19

[論点 3] 危険の現実化説

(2) 事案類型 p19～22

ア. 被害者の特殊事情 p19

イ. 行為後の特殊事情 p19～22

(ア) 直接実現型 (老女蒸し布団事件・最判 S46.6.17 等) p19～20

(イ) 間接実現型 p20～22

- ・高速道路侵入事件型 (最決 H15.7.16・百 I 13)
- ・トランク監禁致死事件型 (最決 H16.10.19)
- ・結果発生の直接的原因を特定できない事案 (米兵ひき逃げ事件・最決 S42.10.24・百 I 9)
- ・死の二重評価が問題となる事案 (熊撃ち事件・最決 S53.3.22・百 I 14)

第 7 節. 構成要件の故意 p23～32

1. 故意の認識対象 p23

2. 故意の種類 p23

[論点 1] 未必の故意と認識ある過失の区別

3. 故意の意義 p23～24

4. 規範的構成要件要素 p24

[論点 2] 規範的構成要件に該当する事実の認識

5. 具体的事実の錯誤 p24～31

(1) 法定的符合説 p24

[論点 3] 法定的符合説

(2) 方法の錯誤 p24～29

[論点 4] 方法の錯誤

(論証 1) 抽象的法定符合説 (最判 S53.7.28・百 I 42)

(論証 2) 具体的法定符合説

[論点 5] 併発事実と故意の個数 (最判 S53.7.28・百 I 42)

[具体例]

(例 1) A 負傷・B 死亡

(例 2) A 死亡・B 死亡

(例 3) A 死亡・B 負傷

(例4) A負傷・B負傷

(3) 客体の錯誤 p29

(4) 因果関係の錯誤 p29～31

[論点6] 因果関係の錯誤 (大判 T12.4.30・百 I 15)

[論点7] 遅すぎた構成要件の実現 (ウェーバーの概括的故意) (大判 T12.4.30・百 I 15)

6. 抽象的事実の錯誤 p31～32

[論点8] 重い罪の認識で軽い罪を実現

[論点9] 軽い罪の認識で重い罪を実現 (最決 S61.6.9・百 I 43)

[論点10] 認識した罪と実現した罪の法定刑が同じ (最決 S54.3.27)

第8節 過失 p33～35

1. 過失版の成立要件 p33～34

[検討の流れ] 業務上過失致死罪の成否

- ・「業務」
- ・過失の意味
- ・結果予見可能性の程度・対象・基準
- ・結果回避可能性
- ・結果回避義務違反 (信頼の原則を含む)

2. 段階的過失 p34

[論点1] 段階的過失

3. 管理・監督過失 p34～35

[論点2] 監督過失

[論点3] 管理過失

第3章 違法性 p36～50

第1節 違法性の本質 p36

[論点1] 違法性の実質

第2節 正当行為 p36

第3節 超法規的違法性阻却事由 p37～40

1. 被害者の承諾 p37～38

[論点1] 被害者の承諾による違法性阻却の根拠 (最決 S55.11.13・百 I 22)

[論点2] 承諾する動機の錯誤 (最判 S33.11.21・百 II 1)

[論点3] 承諾の存在時期

[論点4] 承諾に対する行為者の認識

[論点5] 承諾の外部的表明

[論点6] 被害者の承諾に関する錯誤

2. 被害者の推定的承諾 p38

[論点7] 被害者の推定的承諾による違法性阻却

3. 治療行為 p38～39

[論点8] 治療行為による違法性阻却

4. 危険の引き受け p39

[論点 9] 危険の引き受けによる違法性阻却 (千葉地裁 H7.12.13・百 I 59)

5. 義務の衝突 p39

[論点 10] 義務の衝突による違法性阻却

6. 自救行為 p39～40

[論点 11] 自救行為による違法性阻却

[論点 12] 誤想自救行為による責任故意の阻却

第4節. 正当防衛 p41～48

1. 成立要件 p41～46

(1) 緊急行為性 p41

[論点 1] 自招侵害 (最決 H20.5.20・百 I 26)

(2) 「急迫不正の侵害」 p41～p42

[論点 2] 対物防衛の肯否

[論点 3] 予期された侵害の「急迫」性 (1)

[論点 4] 予期された侵害の「急迫」性 (2) (最決 H29.4.26・百 I 23)

[論点 5] 「急迫不正の侵害」の終了時点 (最判 H9.6.16)

(3) 防衛行為の対象 p42～44

[論点 6] 第三者の物を利用した侵害

[論点 7] 第三者の物を利用した防衛

[論点 8] 防衛行為の結果が第三者に生じた場合 (大阪高判 H14.9.4・百 I 28)

(4) 「防衛するため」 p44～45

[論点 9] 防衛効果の要否

[論点 10] 防衛の意思 (最判 S50.11.28・百 I 24)

[論点 11] 防衛意思の内容 (最判 S50.11.28・百 I 24)

(5) 「やむを得ずにした行為」 p45～46

[論点 12] 「やむを得ずにした行為」 (最判 S44.12.4)

[論点 13] 共同正犯における防衛行為の相当性の判断方法

2. 過剰防衛 p46～47

[論点 1] 任意的減免の根拠

[論点 2] 過剰防衛の一体性 (最決 H20.6.25・百 I 27、最決 H21.2.24・H21 重判 2)

3. 誤想防衛 p47～48

[論点 1] 狭義の誤想防衛における故意犯の成否

[論点 2] 防衛行為の誤想における故意犯の成否

[論点 3] 誤想過剰防衛における故意犯の成否 (最決 S62.3.26・百 I 29)

[論点 4] 故意の誤想過剰防衛への 36 条 2 項の準用 (最決 S62.3.26・百 I 29)

第5節. 緊急避難 p49～50

1. 法的性質 p49

[論点 1] 緊急避難の法的性質

2. 成立要件 p49～50

[論点 2] 強要による緊急避難 (東京地判 H8.6.26)

3. 過剰避難 p50

[論点 3] 補充性の要件を逸脱した場合

4. 業務上特別義務者の例外 p50

第4章 責任 p51～54

1. 責任能力 p51～53

[論点 1] 責任能力の判断方法（最判 S59.7.3、最決 S58.9.13）

[論点 2] 原因において自由な行為（1）実行行為時の心神喪失

[論点 3] 原因において自由な行為（2）実行行為時の心神耗弱

[論点 4] 原因において自由な行為（3）過失犯

[論点 5] 原因行為において自由な行為（4）実行行為の途中での心神喪失

2. 責任故意 p53～54

[論点 1] 違法性の意識の要否

3. 期待可能性 p54

[論点 1] 期待可能性の錯誤

第5章 未遂犯 p55～61

第1節. 実行の着手 p55～58

[論点 1] 「実行に着手」した時期の判断基準

[論点 2] 行為犯説・結果犯説

[論点 3] 早すぎた構成要件の実現（クロロホルム事件・最判 H16.3.22・百 I 64）

[論点 4] 不作為犯

[論点 5] 間接正犯

[論点 6] 離隔犯（大判 T7.11.16・百 I 65）

第2節. 不能犯 p58～59

[論点 1] 未遂犯の成否

[論点 2] 主体の不能

第3節. 中止犯 p59～61

[論点 1] 法的性質

[論点 2] 「犯罪を中止した」の態様

[論点 3] 真摯な努力をしたが既遂結果が発生した場合

[論点 4] 中止行為と結果不発生との間の因果関係の要否

[論点 5] 「自己の意思により」の判断基準

[論点 6] 予備罪の中止犯（最大判 S29.1.20・百 I 72）

第6章 共犯 p62～91

第1節. 共犯の基礎理論 p62

第2節. 共同正犯 p63～76

1. 共同正犯の本質 p63

2. 共同正犯の成立要件 p63～69

(1) 「二人以上共同して犯罪を実行した」 p63～68

[論点 1] 共謀共同正犯 (練馬事件・最大判 S33.5.28・百 I 75)

[論点 2] 順次共謀 (練馬事件・最大判 S33.5.28・百 I 75)

[論点 3] 過失犯の共同正犯

[論点 4] 結果的加重犯の共同正犯

[論点 5] 片面的共同正犯 (大判 T11.2.25)

[論点 6] 承継的共同正犯 (最決 H24.11.6・百 I 81)

[例 1] 共謀加担前に惹起された傷害結果 (最決 H24.11.6・百 I 81)

[例 2] 詐欺罪において処分行為の段階から共謀加担した場合

[例 3] 詐欺未遂事案 (だまされたふり作戦事件) (百 I 82)

[例 4] 強盗致傷罪 (平成 28 年司法試験改題)

[論点 7] 不作為犯に対する共同正犯

[論点 8] 不作為による共同正犯

[論点 9] 予備罪の共同正犯 (最決 S37.11.8・百 I 80)

(2) 既遂結果発生・因果関係 p68~69

(3) 故意 p69

(4) 違法性・責任 p69

[論点 10] 共同正犯の違法性阻却事由 (フィリピンバブ事件・最決 H4.6.5・百 I 90)

[論点 11] 共同正犯の責任阻却・責任減少

3. 共同正犯における抽象的事実の錯誤 p69~74

[論点 12] 謀議時点から共同者間の認識に不一致がある場合

[論点 13] 謀議時点では共同者間の認識に不一致がない場合

4. 共同正犯の中止・共同正犯関係からの離脱 p74~76

(1) 共同正犯の中止 p74

(2) 共同正犯関係からの離脱 p74~76

ア. 着手前の離脱 p74

[論点 14] 着手前の離脱 (最決 H21.6.30・百 I 97)

イ. 着手後の離脱 p75

[論点 15] 着手後の離脱 (最決 H 元.6.26・百 I 96、名古屋高判 H14.8.29)

[論点 16] 離脱者について中止犯の成否 (最判 S24.12.17)

[論点 17] 正当防衛の共同実行後における量的過剰防衛 (最判 H6.12.6・百 I 98)

ウ. 因果性が完全には解消されていない場合 p75~76

[論点 18] 因果性を完全に解消することの要否

[論点 19] 心理的因果性の遮断が認められる一方で物理的因果性が残存している場合

第 3 節. 教唆犯 p77~82

1. 成立要件 p77~80

[論点 1] 教唆の概念と条件付き故意 (最決 H18.11.21・百 I 83)

[論点 2] 教唆犯における実行従属性

[論点 3] 未遂の教唆

[論点 4] 具体的事実の錯誤

・ 正犯に方法の錯誤がある場合

- ・正犯に客体の錯誤がある場合

[論点 5] 要素従属性

[論点 6] 罪名従属性

- ・正犯が実現した構成要件該当事実が共犯の認識したものよりも重い場合
- ・正犯が実現した構成要件該当事実が共犯の認識したものよりも重い場合

2. 教唆の態様 p80～81

片面的教唆／過失犯に対する教唆／過失による教唆／結果的加重犯の教唆犯／承継的教唆犯／不作為犯に対する教唆／不作為による教唆／予備罪に対する教唆

3. その他の論点 p81～82

[論点 7] 共犯形式間の錯誤

[論点 8] 間接正犯と狭義の共犯との間における錯誤

[論点 9] 教唆からの離脱

第4節. 幫助犯 p83～87

1. 成立要件 p83～84

[論点 1] 幫助の因果関係（東京高判 H2.2.21・百 I 88）

[論点 2] 片面的幫助（東京地判 S63.7.27・百 I 87）

[論点 3] 中立的行為による幫助（日常的行為と幫助）（最決 H23.12.19・百 I 89）

[論点 4] 具体的事実の錯誤

- ・正犯に方法の錯誤がある場合
- ・正犯に客体の錯誤がある場合

2. 幫助の態様 p85～86

片面的幫助／過失犯に対する幫助／過失による幫助／結果的加重犯の幫助犯／承継的幫助犯／不作為犯に対する幫助／不作為による幫助／予備罪に対する幫助

3. 幫助への関与 p86

[論点 5] 間接幫助（最決 S44.7.17・百 I 86）

4. その他の論点 p87

[論点 6] 幫助からの離脱

第5節. 共犯と身分 p88～89

[論点 1] 65条1項と2項の関係（最判 S31.5.24）

[論点 2] 目的も「身分」に含まれるか（最判 S42.3.7・百 I 93）

[論点 3] 65条1項の「共犯」に共同正犯も含まれるか（大判 M44.10.9）

[論点 4] 真正身分犯において身分者が非身分者に加功した場合

[論点 5] 真正身分犯において非身分者が情を知らない身分者を利用する場合

[論点 6] 不真正身分犯において非身分者が身分者に加功した場合

[論点 7] 不真正身分犯において身分者が非身分者に加功した場合

[論点 8] 先行者が窃盗又は窃盗未遂を犯した後、238条所定の目的に基づく暴行又は脅迫にのみ関与した後行者の罪責の範囲

（論証1）身分犯説

（論証2）結合犯説

第7章 罪数 p90～91

1. 単純一罪 p90
2. 法条競合 p90
3. 包括一罪 p90
4. 科刑上一罪 p90～91

第2部 各論（1）個人的法益に対する罪

第1章 生命に対する罪 p93～96

第1節 殺人罪 p93

第2節 殺人予備罪 p93

第3節 自殺関与罪・同意殺人罪 p93～94

1. 概要 p93
2. 殺人罪との区別 p93～94
3. 論点 p93～94

[論点1] 自殺関与罪の実行の着手時期

[論点2] 錯誤による自殺の決意・殺人への同意（最判 S33.11.21・百II1）

[論点3] 同意の存在に関する錯誤

第4節 墮胎罪 p95

第5節 遺棄罪 p95～96

1. 保護法益・罪質 p95
2. 構成要件 p95
3. 類型 p95～96

[論点1] 単純遺棄罪における「遺棄」（最判 S34.7.24）

[論点2] 「生存に必要な保護をしなかった」の意義（最判 H30.3.19・百II9）

第2章 身体に対する罪 p97～106

第1節 暴行罪 p97

[論点1] 身体への接触の要否（最決 S39.1.28・百II3）

第2節 傷害の罪 p97～104

1. 傷害罪 p97～98

[論点1] 暴行によらない傷害（最決 H17.3.29・百II5）

[論点2] 「傷害」の意義

[論点3] 結果的加重犯における加重結果についての過失の要否（最判 S32.2.26・百I50）

2. 傷害致死罪 p98
3. 現場助勢罪 p99

4. 同時傷害の特例 p99～105

[論点1] 二人以上による暴行のうち一方の暴行には当該傷害を生じさせ得る危険性が認められるが、他方の暴行には当該傷害を生じさせ得る危険性が認められない場合（最決 R2.9.30・R2重判4）

[論点2] 207条が適用される犯罪（最決 H28.3.24・百II6）

[論点 3] 二人以上による暴行のうちいずれかの暴行と死因である傷害との間の因果関係が肯定される場合にも 207 条が適用されるか (傷害致死罪の成否) (最決 H28.3.24・百 II 6)

[論点 4] 二人以上の者のうち傷害結果について刑事責任を負う者がいる場合にも 207 条が適用されるか (傷害罪の成否)

[論点 5] 承継的共同正犯の事案にも 207 条が適用されるか (最決 R2.9.30・R2 重判 4)

[オリジナル問題] 最決 R2.9.30

第 3 章. 凶器準備集合罪 p105

第 4 節. 過失致死傷罪 p105~106

第 5 節. 自動車運転致死傷行為処罰法 p106

1. 概要
2. 危険運転致死傷罪の基本構造

第 3 章 自由に対する罪 p107~116

第 1 節. 脅迫罪・強要罪 p107~108

1. 脅迫罪 p107
2. 強要罪 p107~108

第 2 節. 逮捕・監禁罪 p109~110

1. 保護法益・罪質 p109
2. 構成要件 p109~110

[論点 1] 監禁状態の認識や移動意思の要否 (京都地判 S45.10.12・百 II 10、最決 S33.3.19)

3. 罪数 p110
4. 逮捕監禁致死傷罪 p110

[論点 2] 「死傷」の原因行為 (最判 S28.11.27、最決 S42.12.21)

[論点 3] 逮捕・監禁の着手行為から死傷の結果が生じた場合

第 3 節. 略取・誘拐・人身売買罪 p111

1. 保護法益・罪質
2. 未成年者略取・誘拐罪

[論点 1] 共同親権者の一方による未成年者略取等 (最決 H17.12.6・百 II 12)

3. 営利目的等略取罪・誘拐罪

[論点 2] 「営利の目的」 (最決 S37.11.21)

4. 身の代金目的略取・誘拐罪

第 4 節. 性的自由に対する罪 p112~114

1. 強制わいせつ罪 p112

[論点 1] 強制わいせつ罪における性的意図の要否 (最大判 H29.11.29・H29 重判 3)

2. 強制性交等罪 p113
3. 準強制わいせつ・準強制性交等罪 p113
4. 看護者わいせつ罪・看護者性交等罪 p113
5. 強制わいせつ・強制性交等致死傷罪 p113

[論点 2] 強制わいせつ・強制性交等致死傷罪における「死傷」の原因行為 (最決 H20.1.22・百 II 15 参照)

[論点 3] 行為者が死傷につき故意を有する場合 (大判 T4.12.11、最判 S31.10.25)

6. 旧集団強姦罪・旧集団強姦致死傷罪の廃止 p114

7. 非親告罪化 p114

第5節. 住居侵入罪 p115～116

1. 住居侵入罪 p115

[論点1] 「侵入」の意義

2. 不退去罪 p116

第4章 人格的法益に対する罪 p117～118

第1節. 秘密に対する罪 p117

第2節. 名誉に対する罪 p117～118

1. 名誉毀損罪 p117～118

[論点1] 伝播性の理論 (最判 S34.5.7・百II19)

[論点2] 真実性の錯誤 (最判 S44.6.25・百II21)

[論点3] 真実性の証明の対象となる事実 (最決 S43.1.18)

2. 侮辱罪 p118

第5章 信用及び業務に対する罪 p119～120

第1節. 信用毀損罪 p119

1. 保護法益

2. 構成要件

第2節. 偽計等業務妨害罪 p119～120

1. 保護法益 p119

[論点1] 公務

2. 構成要件 p119～120

[論点2] 違法な業務

第3節. 威力業務妨害罪 p120

1. 保護法益 p120

2. 構成要件 p120

[論点1] 公務 (最決 H12.2.17・百II23)

第4節. 電子計算機損壊等業務妨害罪 p120

第6章 財産犯 p121～170

第1節. 財産犯の体系 p121

第2節. 窃盗罪 p121～128

1. 構成要件 p121～127

(1) 「他人の財物」 p121～125

[論点1] 「財物」は有体物に限られるか

[論点2] 禁制品も「財物」に含まれるか (最判 S24.2.15)

[論点3] 自己所有物 (最決 H元.7.7・百II26)

[論点4] 第三者が本権に基づかずに占有する他人の所有物

[論点5] 占有の存否 (最決 H16.8.25・百II28)

[事案類型]

- ・財物を現実に握持している場合
- ・財物が人の（閉鎖的）支配領域内に有る場合
- ・財物を自己の所在地から離れた場所にとくに置いた場合
- ・財物を一時置き忘れた場合（最判 S24.2.15）
- ・元の占有者の占有喪失により占有が他者に移る場合

[論点 6] 占有の帰属

- （類型 1）共同占有（大判 T8.4.5、最判 S25.6.6）
- （類型 2）上下・主従関係（大判 T7.2.6、大判 T12.11.9）
- （類型 3）支配関係（最判 S31.1.19）
- （類型 4）封緘委託物（大判 M45.4.26、大判 T7.11.19）

[論点 7] 死者の占有（最判 S41.4.8・百 II 29）

(2) 「窃取」 p125

(3) 故意 p125～126

[論点 8] 他人所有物を自己所有物と誤認した場合（平成 27 年司法試験）

[論点 9] 占有者が死亡したと誤認した場合（平成 29 年司法試験改題）

(4) 不法領得の意思

[論点 10] 権利者排除意思（最決 S55.10.30・百 II 32）

[論点 11] 利用処分意思（1）経済的用法に従った利用に限定されるか（最決 S35.9.9、最決 H16.11.30・百 II 31）

[論点 12] 利用処分意思（2）財物自体を利用する意思の要否（最決 H16.11.30・百 II 31）

2. 親族間の犯罪に関する特例 p127～128

[論点 13] 244 条の親族関係が必要な人的範囲（最決 H6.7.19）

[論点 14] 244 条の親族関係の錯誤

第 3 節. 不動産侵奪罪 p128

第 4 節. 強盗罪 p129～138

1. 強盗取得罪 p129～131

[論点 1] 事後的奪取意思（1）反抗抑圧後の新たな暴行・脅迫（大阪高判 H 元.3.3）

[論点 2] 事後的奪取意思（2）強制わいせつ・強制性交等後の新たな暴行脅迫（大判 S19.11.24 [旧強姦罪]、東京高判 H20.3.19・百 II 42）

[論点 3] 財物奪取後の暴行・脅迫（最決 S61.11.18・百 II 40）

[論点 4] 財物詐取後の暴行・脅迫

[論点 5] 反抗抑圧手段としての暴行・脅迫

[論点 6] 暴行・脅迫と財物移転との間の因果関係

2. 強盗利得罪 p131～132

[論点 1] 処分行為の要否

[論点 2] 民法上保護されない不法な利益（最判 S32.9.13・百 II 39）

[論点 3] キャッシュカードの暗証番号の聞き出し（東京高判 H21.11.16・百 II 41）

3. 強盗予備罪 p132～133

[論点 1] 事後強盗目的による強盗予備罪（最決 S54.11.19）

4. 事後強盗罪 p133

[論点 1] 財物奪取と暴行・脅迫の関連性 (最判 H16.12.10・百 II 43)

5. 昏睡強盗罪 p133～135

6. 強盗致死傷罪 p135～137

[論点 1] 殺人・傷害の故意を有する者も「強盗」に含まれるか (最判 S32.8.1 [強盗殺人罪])

[論点 2] 強盗の手段である脅迫

[論点 3] 強盗の手段である暴行・脅迫以外の行為

(論証 1) 機会説 (最判 S24.5.28)

(論証 2) 限定機会説 (密接関連性説)

[論点 4] 原因行為についての暴行・脅迫の故意の要否

7. 強盗・強制性交等及び同致死罪 p137～138

[論点 1] 負傷結果

[論点 2] 殺意がある場合

[論点 3] 強盗・強制性交等殺人罪の未遂・既遂

[論点 4] 240 条後段との関係

第 5 節. 詐欺罪 p139～146

1. 1 項詐欺罪 p139～144

(1) 「財物」 p139

(2) 欺罔行為 p139～143

[法益関係的錯誤に関する判例]

- ・ 売主が代金相当額の商品の売買において当該商品の効能を偽ること (最決 S34.9.28・百 II 48)
- ・ 買主が代金の支払時期を早めること (最判 H13.7.19・百 II 49)
- ・ 他人名義のクレジットカードの利用 (最決 H16.2.9・百 II 55)
- ・ 旅券・保険証書・預金通帳の詐取 (最判 S27.12.25、最決 H12.3.27、最決 H14.10.21)
- ・ 自己名義で普通預金口座を開設する際に実際の利用者と口座名義人との同一性を偽ること (最決 H19.7.17・H19 重判 9)
- ・ 航空機の搭乗券を購入する際に購入者と実際の搭乗者との同一性を偽ること (最決 H22.7.29・百 II 50)
- ・ 反社会的勢力に当たる者が銀行預金口座の通帳・キャッシュカードの交付を申し込む際に自身が反社会的勢力ではないと偽ること (最決 H26.4.7・H26 重判 8)
- ・ 暴力団関係者がゴルフ場の施設利用を申し込む際に自身が暴力団関係者であることを秘すること (最判 H26.3.28・百 51)

[論点 1] 処分行為における直接性の要件

[論点 2] 意識的処分行為説／無意識的処分行為説

[論点 3] 国家的法益に向けられた欺罔行為 (最決 S51.4.1・百 II 47)

[論点 4] 不法原因給付物の詐取 (最判 S25.7.4・百 II 46)

(3) 「財物を交付させた」 p143

(4) 財産的損害 p143～144

(5) 故意 p144

(6) 不法領得の意思 p144

2. 2 項詐欺罪 p144～145

[論点 1] 物の引渡請求権 (大判 T11.12.15、最決 S43.10.24)

[論点 2] 不法な利益

3. 電子計算機使用詐欺罪 p145

4. 準詐欺罪 p145

5. 振り込み詐欺と還付金詐欺 p146

第6節. 恐喝罪 p147~150

1. 1項恐喝罪 p147~150

(1) 構成要件 p147~149

[論点 1] 恐喝と欺罔の併用 (最判 S24.2.8、大判 S5.5.17)

(2) 権利行使と恐喝 p149~150

ア. 他人が不法占有している財物の喝取

- ・他人が不法に占有している自己所有物を恐喝により取り戻す場合
- ・他人が不法に占有している第三者所有物を喝取する場合

イ. 債務弁済の手段として恐喝が用いられた場合

[論点 2] 債務弁済の手段として恐喝が用いられた場合 (最判 S30.10.14・百II 61)

2. 2項恐喝罪 p150

第7節. 横領罪 p151~161

1. 単純横領罪 p151~158

(1) 構成要件 p151~157

ア. 「物」 p151

イ. 「他人の物」 p151~155

[論点 1] 共有物の「他人」性

[論点 2] 二重売買

- ・「他人の物」
- ・「横領」の既遂時期
- ・第二譲受人についての共同正犯の成否

[論点 3] 所有権留保特約付き売買の目的物

[論点 4] 譲渡担保の目的物

(論証 1) 売渡担保 (所有権は債権者に帰属し、債務者には買戻権があるにとどまる)

(論証 2) 狭義の譲渡担保

[論点 5] 寄託された金銭 (最判 S26.5.25・百II 64)

[論点 6] 不法原因給付物・寄託物

(論証 1) 不法原因給付物

(論証 2) 不法原因寄託物 (最判 S23.6.5・百II 63)

[論点 7] 盗品の保管を委託された者による不法処分 (大判 S13.9.1)

[論点 8] 盗品の有償処分をあっせんした者による売却代金の着服 (最判 S36.10.10)

ウ. 「自己の占有」 p155~156

[論点 9] 登記済不動産

[論点 10] 預金

エ. 「横領」 p156~157

[横領に関する事案類型]

(類型1) 毀棄・隠匿 (大判 T2.12.16)

(類型2) 一時使用の意思

(類型3) 補填の意思・能力の存在 (東京高判 S31.8.9)

(類型4) 第三者に領得させる意思 (大判 T12.12.1)

(類型5) 本人 (委託者・所有者) のためにする意思 (最決 H13.11.5・百II67)

(3) 窃盗罪との関係 p157

(4) 罪数 p157~158

[論点11] 穴埋め横領

[論点12] 横領後の横領 (最大判 H15.4.23・百II69)

・委託信任関係

・不可罰的事後行為

・罪数処理

2. 業務上横領罪 p159~160

(1) 「業務」の意義 p159

(2) 他人の物の占有者でない者が業務上占有者による業務上横領に加功した場合 p159

[論点13] 他人の物の占有者でない者が業務上占有者による業務上横領に加功した場合 (最判 S32.11.19・百I94)

(3) 業務上占有者が非占有者との間で横領の共同遂行について合意した後に占有者たる身分を失い、窃盗を実現した場合 p159

3. 占有離脱物横領罪 (遺失物等横領罪) p160

4. 親族間の犯罪に関する特例 p160~161

[論点14] 255条・244条の親族関係が必要な人的範囲 (大判 T6.11.17)

[論点15] 後見人が255条・244条の親族関係にある被後見人の所有物を横領した場合 (最決 H20.2.18・百II35)

第8節. 背任罪 p162~164

1. 保護法益 p162

2. 構成要件 p162~163

[論点1] 「事務」は財産上の事務に限定されるか

[論点2] 「事務」の包括性・裁量性の要否

[論点3] 抵当権設定者の抵当権設定登記協力義務の「他人の…事務」性 (最判 S31.12.7・百II70)

[論点4] 背任罪における「財産上の損害」 (最決 S58.5.24・百II72)

[論点5] 図利加害の目的の程度

[論点6] 図利加害目的と本人図利目的とが併存している場合 (最決 H10.11.25・百II73)

3. 横領と背任の区別 p163~164

4. 取引行為の相手方の共同正犯性 p164

[論点7] 取引行為の相手方の共同正犯性 (最決 H15.2.8・百II74)

5. 親族間の犯罪に関する特例 p164

第9節. 盗品等に関する罪 (盗品等関与罪) p165~168

1. 総論 p165

2. 行為類型 p165~167

[論点1] 窃盗の被害者に盗品の取戻しを依頼された者が、買い戻した盗品を被害者の下へ運搬する場合

[論点2] 知情後の保管継続 (最決 S50.6.12・百II76)

[論点 3] 「有償の処分があつせん」の意義（本罪の成立時期）（最判 S26.1.30）

[論点 4] 将来窃取すべき物の売却があつせん

[論点 5] 本犯の被害者を相手方として盗品等の有償処分のあつせんをする場合（最決 H14.7.1・百Ⅱ75）

3. 本犯と盗品等関与罪の関係 p167～168

4. 親族等間の犯罪に関する特例 p168

[論点 6] 257 条の親族関係が必要とされる人的範囲（最判 S38.11.8）

[論点 7] 盗品等関与罪の犯人相互間に 257 条の親族関係がある場合（最判 S38.11.8）

第 10 節. 毀棄・隠匿罪 p169～170

1. 基本的な構成要件 p169

2. 行為類型 p169～170

[論点 1] 建造物等損壊罪と器物損壊罪の客体の区別（最決 H19.3.20・百Ⅱ79）

[論点 2] 建造物の外観・美観の汚損（最決 H18.1.17・百Ⅱ80）

[論点 3] 信書隠匿罪における「隠匿」の意義

第 3 部 各論（2）社会的法益に対する罪

第 1 章 公共危険罪 p171～175

第 1 節. 騒乱罪 p171

第 2 節. 放火罪・失火罪 p171～174

1. 現住建造物等放火罪 p171～173

[論点 1] 延焼の危険や客体内部の人の生命・身体に対する危険がおよそ存在しない場合

[論点 2] 放火時点における人の現在の要否（最決 H9.10.21・百Ⅱ84）

[論点 3] 居住者の承諾

[論点 4] 居住者全員の殺害後の放火

[論点 5] 複合建造物の一体性（最決 H 元.7.14・百Ⅱ83）

[論点 6] 建造物の内部的独立性（1）エレベーター（最決 H 元.7.7・百Ⅱ82）

[論点 7] 建造物の内部的独立性（2）不燃性・難燃性建造物

[論点 8] 「焼損」の意義（最判 S25.5.25 百Ⅱ81）

2. 他人所有非現住建造物等放火罪 p173

3. 自己所有非現住建造物等放火罪 p174

[論点 9] 「公共の危険」の意義（最決 H15.4.14・百Ⅱ85）

[論点 10] 「公共の危険」の認識

4. 建造物等以外放火罪 p174

[論点 11] 公共の危険の認識（1）110 条 1 項（最判 S60.3.28・百Ⅱ86）

[論点 12] 公共の危険の認識（2）110 条 2 項

5. その他 p174

第 3 節. 出水罪 p175

第 4 節. 往来妨害罪 p175

第 5 節. 公衆の健康に対する罪 p175

第2章 取引等の安全に対する罪 p176～183

第1節. 通貨偽造罪 p176

1. 通貨偽造罪
2. その他

第2節. 文書偽造罪 p177～182

1. 保護法益 p177
2. 形式主義と実質主義 p177
3. 基本的な構成要件 p177～179

(1) 「文書」 P177～178

[論点 1] 作成名義人の認識可能性

[論点 2] 原本性 (写しの文書性) (最判 S51.4.30・百II88)

(2) 作成者・作成名義人 P178

(3) 「偽造」 P178

(4) 「変造」 P178～179

(5) 「行使」 P179

[論点 3] 行使の相手方 (最決 H15.12.18)

4. 行為類型 p179～182

(1) 詔書偽造等罪 p179

(2) 公文書偽造等罪 p179

[論点 4] 補助的公務員の作成権限 (最判 S51.5.6・百II91)

(3) 虚偽公文書作成等罪 p180

[論点 5] 私人による間接的無形偽造 (最判 S27.12.25)

[論点 6] 公務員による間接的無形偽造 (最判 S32.10.4・百II92)

(4) 公正証書原本不実記載等罪 p180

[論点 7] 私人が権限ある公務員と共謀して虚偽の申立てをしたことにより公正証書の原本に不実の記載がなされた場合 (大判 M44.4.27)

(5) 偽造公文書行使等罪 p180

(6) 私文書偽造等罪 p180～182

[論点 8] 私人による私文書偽造等罪の間接正犯

[論点 9] 無権代理・代表名義の文書の作成 (大判 M42.6.10、最決 S45.9.4・百II93)

[論点 10] 作成権限の逸脱・濫用 (大判 M42.12.13、大判 T8.7.9)

[論点 11] 通称・偽名の使用 (最判 S59.2.17・百II94、最判 H11.12.20)

[論点 12] 肩書・資格の冒用 (最決 H5.10.5・百II95)

[論点 13] 名義人の承諾 (最決 S56.4.8・百II97)

(7) その他 p182

第3節. 有価証券偽造罪 p183

第4節. 支払用カード電磁的記録に関する罪 p183

第5節. 印章偽造罪 p183

第6節. 不正指令電磁的記録に関する罪 p183

第3章 風俗に対する罪 p184

第1節. わいせつ及び重婚の罪

第2節. 賭博及び富くじに関する罪

第3節. 礼拝所及び墳墓に関する罪

第4部 各論(3) 国家的法益に対する罪

第1章 国家の存立に対する罪 p185

第1節. 内乱に関する罪

第2節. 外患に関する罪

第2章 国交に関する罪 p185

第3章 国家の作用に対する罪 p186~197

第1節. 公務の執行を妨害する罪 p186~187

1. 公務執行妨害罪 p186~187

[論点1] 「職務」の範囲 (最判 S53.6.29)

[論点2] 職務執行の範囲 (最判 S53.6.29、最決 H元.3.10・百II114)

[論点3] 職務の適法性 (最判 S42.5.24・百II112、最決 S41.4.14・百II113)

[論点4] 間接暴行 (最決 S34.8.27)

[論点5] 公務員の補助者に対する暴行 (最判 S41.3.24・百II115)

[論点6] 暴行・脅迫の程度 (最判 S33.9.30)

2. その他 p187

第2節. 逃走の罪 p188

第3節. 犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪 p189~192

1. 犯人蔵匿等罪 p189~190

[論点1] 真犯人逮捕後における身代わり犯人の出頭 (最決 H元.5.1・百II122)

[論点2] 参考人による被疑者との口裏合わせに基づく虚偽供述 (最決 H29.3.27・百II123)

[論点3] 犯人が他人を教唆して自己を「蔵匿」等させた場合 (最決 S40.2.26、最決 S60.7.3、最決 R3.6.9)

[論点4] 犯人が共犯者を「蔵匿」等する場合 (旭川地判 S57.9.29)

2. 証拠隠滅等罪 p190~192

[論点1] 参考人の虚偽供述についての証拠偽造罪の成否

(論証1) 参考人が捜査機関に対して虚偽供述をしただけの場合 (大判 S9.8.4、最決 S28.10.19)

(論証2) 参考人が捜査機関に対して虚偽供述をした結果として内容虚偽の供述調書が作成された場合 (千葉地判

H7.6.2、最決 H28.3.31・百II119)

(論証3) 参考人が自ら内容虚偽の供述書を作成した場合

[論点2] 共犯者の刑事事件に関する証拠の隠滅等 (大判 T7.5.7、大判 T8.3.31)

[論点3] 犯人が他人を教唆して自己の刑事事件に関する証拠を隠滅等させた場合 (大判 S7.12.10、大判 S12.11.9)

3. 親族による犯罪に関する特例 p192

[論点 1] 親族が第三者を教唆して犯人蔵匿等を行わせた場合 (大判 S8.10.18)

[論点 2] 第三者が親族を教唆して犯人蔵匿等を行わせた場合

[論点 3] 犯人が親族を教唆して犯人蔵匿等を行わせた場合

[論点 4] 親族が犯人を教唆して自己蔵匿等を行わせた場合

4. 証人等威迫罪 p192

第4節. 偽証の罪 p193

[論点 1] 「虚偽の陳述」の意義 (大判 T3.4.29・百II120)

[論点 2] 被告人が自己の刑事事件について他人に偽証を教唆した場合 (最決 S32.4.30 等)

第5節. 虚偽告訴の罪 193

[論点 1] 「人」の意味

第6節. 職権濫用罪 p193

第7節. 賄賂罪 p194~199

1. 保護法益 p194

2. 基本的な構成要件 p194~196

(1) 「賄賂」 p194

[論点 1] 社交儀礼としての贈与 (最判 S50.4.24・百II104)

[論点 2] 時価相当額での土地売買による換金の利益 (最決 H24.10.15・百II103)

(2) 職務関連性 p194~196

[論点 3] 一般的職務権限に属する行為 (最決 H17.3.11・百II105 等)

[論点 4] 職務密接関連行為 (最決 S59.5.30・百II106、最決 H18.1.23・H18 重判10)

[論点 5] 違法(不正)な職務 (最決 H22.9.7・H22 重判12)

[論点 6] 過去の職務 (既に終了した職務)

[論点 7] 転職前の職務 (最決 S58.3.25・百II109)

[論点 8] 将来の職務

(3) 主観的要件 p196

3. 行為類型 p196~199

(1) 単純収賄罪 p196~197

(2) 受託収賄罪 p197

(3) 事前収賄罪 p197

[論点 9] 「公務員になった場合」の意味

(4) 第三者供賄罪 p197

(5) 加重収賄罪 p197

(6) 事後収賄罪 p197~198

(7) あっせん収賄罪 p198

(8) 没収・追徴

(9) 贈賄罪 p198~199

[論点 10] 「あっせん」の意味 (最決 S43.10.15)

[論点 11] 公務員の詐欺や恐喝による賄賂の供与等

第1部 総論

第1章 序論

第1節. 刑法の意義

C 総まくり1頁

刑法とは、どのような行為が犯罪で、それに対してどのような刑罰が科されるのかについて規定した法である（実質的意義の刑法）。

その中で、「刑法」という名称の法律を、形式的意義の刑法という。

第2節. 刑罰の目的

C 総まくり1頁

通説は、刑罰について、①正義を実現するために犯罪に対する反作用として科されるとする応報刑論を基本に据えながら、②社会統制の手段としての犯罪の予防をも目的としていると理解している（相対的応報刑論）。

第3節. 犯罪の本質

C 総まくり1頁

非決定論は、自由意思肯定論とも呼ばれるものであり、犯罪に及ぶという行動の選択の原因は自由意思に基づく理性的判断にあると考える見解である。非決定論は、応報刑論と結びつく。

決定論は、自由意思否定論とも呼ばれるものであり、犯罪に及ぶ行動の選択の原因は本人の遺伝的素質と社会的環境にあると考える見解である。決定論は、目的刑論と結びつく。

通説は、人間は遺伝的素質や社会的環境に影響を受けながらも、理性を備えた存在として限られた範囲内で主体的に自己の行動を選択する自由も有しているとして、相対的な自由意思を肯定する（相対的自由意思論）。

第4節. 刑法の機能

C 総まくり2頁

刑法には、第一次的機能として法益保護機能、第二次的機能として自由保障機能があり、さらには社会倫理（秩序）維持といった機能もある。

第5節. 刑法の基本原則

C 総まくり2~4頁

刑法の法益保護機能から①法益保護主義が、刑法の自由保障機能から②責任主義と③罪刑法定主義が導かれる。

③罪刑法定主義の内容は、①法律主義（憲法31条）④遡及処罰の禁止（憲法39条、刑法6条）、⑤類推解釈（適用）の禁止、⑥絶対的不定期刑（絶対不確定法定刑）の禁止、⑦刑罰法規の明確性（憲法31条）、⑧刑罰法規の内容の適正さ（憲法31条：無害行為の処罰禁止・過度の広汎性の原則・刑罰の不均衡の禁止）である。

第6節. 犯罪論の体系

犯罪とは、構成要件に該当する、違法で、有責な行為である。罪刑法定主義から構成要件該当性の要件が導かれ、法益保護主義と社会倫理秩序維持機能から違法性が解釈され、責任主義から有責性の要件が導かれる。

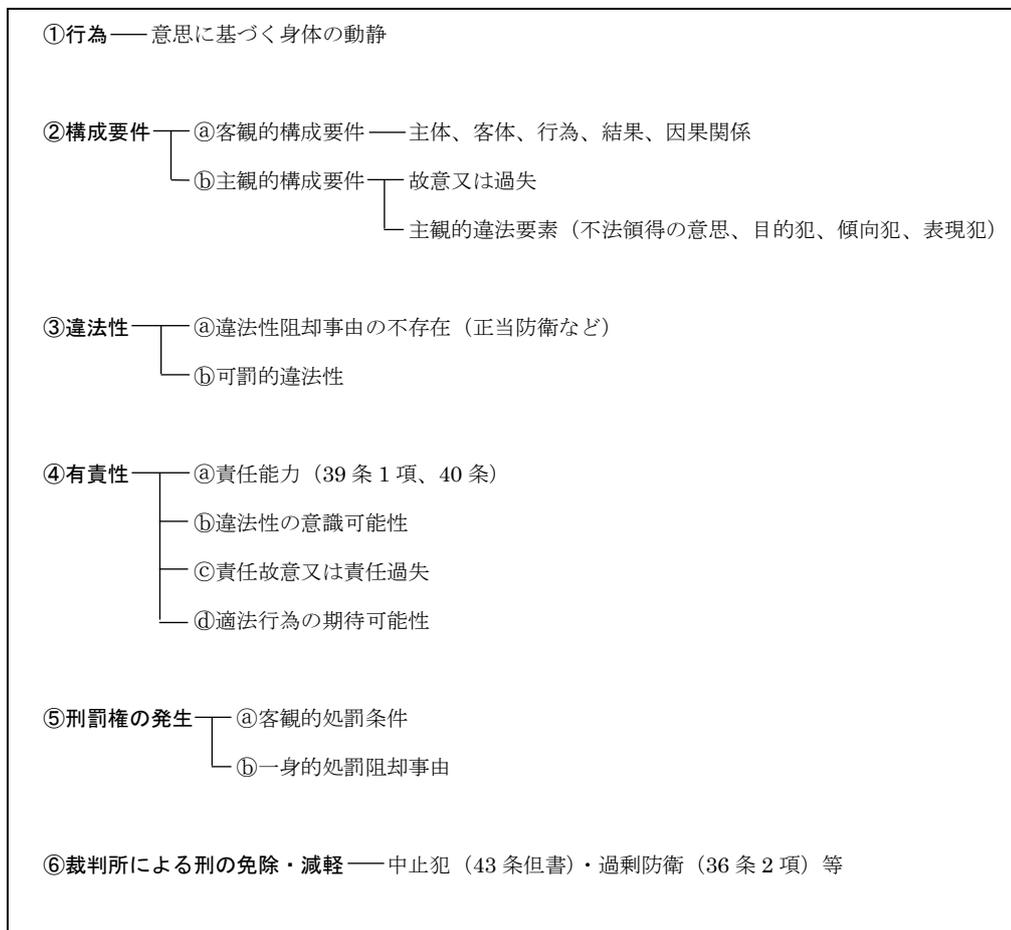
第1に、犯罪は「行為」でなければならない。ここでいう「行為」とは、意思に基づく身体の動静を意味する。

第2に、犯罪は、法律（厳密には、委任命令・自主条例を含む）が定める犯罪構成要件に該当する行為に限られる。これは、罪刑法定主義（憲法31条）からの帰結である。

第3に、犯罪というためには、構成要件に該当する行為が違法（刑法上禁止されていること）でなければならない。

第4に、責任主義の要請から、非難可能性を内容とする有責性も必要とされる。

[犯罪論の体系]



第6章 共犯

第1節 共犯の基礎理論

B 総まくり 121 頁

犯罪の遂行に複数の行為者が関与する場合を共犯現象といい、このような場合に自ら当該犯罪の構成要件をすべて直接実現する者のみならず、本来であれば構成要件該当性が認められないはずの他の関与者の行為まで処罰範囲を拡張した規定が共犯規定（60条以下）である。これは、基本となる犯罪構成要件を拡張した修正構成要件である。

共犯には、一次的責任類型（正犯を前提としない非従属的な遂行形態）である共同正犯と、二次的責任類型（正犯の存在を前提とする従属的な関与形態）である狭義の共犯（教唆・幫助）がある。

共犯の処罰根拠は、正犯の行為を介した構成要件的结果（法益侵害・危険）の惹起にあり（因果共犯論・惹起説）、共同正犯では法益侵害の共同惹起、狭義の共犯では正犯行為を介した間接惹起と理解される。

混合惹起説は、因果共犯論（惹起説）の理解をそのまま狭義の共犯の成立要件に直結させた純粹惹起説と異なり、因果共犯論（惹起説）を支持しつつ、狭義の共犯について、その二次的責任性から、正犯行為に構成要件該当性・違法性を要求する。ここでは、共犯不法は共犯行為そのものの違法性と正犯行為の違法性の双方に基づくと理解されることになるから、「共犯なき正犯」は肯定される一方で、「正犯なき共犯」が否定される。

第2節 共同正犯

「二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする」(60条)。

1. 共同正犯の本質

共同正犯者全員は、発生した結果について因果関係が認められ、正犯としての責任を問われる(60条、一部実行全部責任の原則)。

共同正犯は、法益侵害の共同惹起を処罰根拠とするものであり、正犯を前提としない非従属的な遂行形態という意味で一次的責任類型に属する。

2. 共同正犯の成立要件

(1) 「二人以上共同して犯罪を実行した者」

[論点1] 共謀共同正犯

実行共同正犯は、①共謀(特定の犯罪を共同遂行することについての意思連絡)と②共謀に基づく実行行為を成立要件として認められるものである。

これに対し、共謀共同正犯の肯否及びその成立要件には争いがある。

自身実行がなくても、共謀や役割分担により共同正犯の処罰根拠たる法益侵害の共同惹起が認められ得るから、共謀共同正犯も認められると解する。

そして、その成立には、①共謀と②共謀に基づく実行行為に加えて、自身実行がないことを補うためのものとして③正犯性が必要であると解する。

[論点2] 順次共謀

同一犯罪について、数人の間に順次共謀が行われた場合、共謀者全員の間には共謀が成立したものと評価される。

例えば、XとYが共謀し、次いでYとZが共謀したという事案では、XZ間に直接の意思連絡がなくても、XYZ三者間での共謀の成立が認められる。

そのため、Xは、Zの実行行為及びそれにより惹起された結果についても、自己の共謀に基づくものとして、共同正犯として責任を負うことになる。

仮に、XY間の共謀とYZ間の共謀の成立しか認められないと解すると、Zの実行行為及びそれにより惹起された結果について共同正犯として責任を負うのは、YとZのみである(Xから見た場合、Zの実行行為及びそれにより惹起された結果は、自己の共謀に基づくものと評価されないからである)。

[論点3] 過失犯の共同正犯

個々の過失行為と結果との直接的な因果関係の証明ができないために、過失単独犯としては処罰しえない事例において、一部実行全部責任の原則(60条)により単独犯の場合よりも因果関係の範囲が拡張されている共同正犯を用いて、過失犯として処罰できるというところに実益がある。

「二人以上共同して犯罪を実行した」(60条)というためには、共同実行の事実と共同実行の意思が必要である。共同実行の事実は過失犯でも認められる。問題は、共同実行の意思である。

共同正犯の本質を自然的行為の共同に求める行為共同説からは、共同実行

A 総まくり 122~148 頁

総まくり 122 頁

総まくり 122~134 頁

A

練馬事件・最大判 S33.5.28・百 1 75

③は、犯意の誘発・役割の重要性・利害関係を考慮して判断される。

B

練馬事件・最大判 S33.5.28・百 1 75

B

最決 H28.7.12・百 1 79

の意思は自然的行為についての意思疎通で足りるから、故意の共同を欠く過失犯においても共同正犯が認められる。

これに対し、共同正犯の本質を特定の犯罪を共同することに求める犯罪共同説からは、共同実行の意思として故意の共同が要求されるとして、過失犯の共同正犯は認められないとの帰結もあり得る。

しかし、共同義務の共同違反により、共同実行の事実のみならず、過失犯における心理的因果性を基礎づける共同実行の意思も認めることができる。

そこで、共同義務の共同違反を成立要件として、過失犯の共同正犯が認められると解する。

〔論点 4〕 結果的加重犯の共同正犯

結果的加重犯の共同正犯の肯否は、2 人以上の者が共謀して基本犯の実行行為を共同したところ、その一部の者の行為によって加重結果が発生した場合などにおいて、共謀者全員が加重結果についても共同正犯の責任を負うかといった形で問題になる。

責任主義を徹底する見地から、結果的加重犯の成立に加重結果についての過失を要求する立場がある。

そして、過失犯の共同正犯肯定説からは、加重結果についての共同の注意義務の共同違反が認められれば加重結果についての共同正犯の成立が肯定されるが、過失犯の共同正犯否定説からは加重結果についての共同正犯の成立が否定される。

しかし、基本犯には加重結果発生の高度の危険性が内包されているため、結果的加重犯の成立には加重結果についての過失は不要と解すべきである。

そうすると、加重結果との関係における過失犯の共同正犯を問題にするまでもなく、結果的加重犯の共同正犯が認められる。

(事例)

- ・ X と Y とが暴行についての共謀に基づき、共同して V に対して暴行を加え、V を負傷させた
 ➡ X と Y には傷害罪の共同正犯が成立する。
- ・ X は殺人の故意で、Y は傷害の故意で、V に対して暴行を加えることについて合意し、共同して V に対して暴行を加えたところ、X の暴行により形成された傷害を原因として V が死亡した。
 ➡ X には殺人罪の単独正犯が成立し、Y には傷害致死罪の共同正犯が成立する。
- ・ X は、Y との間における傷害についての共謀に基づき、Y とともに V に対して暴行を加え、その途中で、V の態度に激怒し、殺人の故意を生じ、V を殺害した
 ➡ X には殺人罪の単独正犯が成立し、Y には傷害致死罪の共同正犯が成立する。

B

最判 S26.3.27

論証集 71 頁 [論点 12]

論証集 72 頁 [論点 13]

〔論点 5〕 片面的共同正犯

共同実行の事実は認められるものの、共同者間に意思連絡がなく、共同実行の意思が共同者の一方にだけ存在する場合である。

確かに、共同正犯の処罰根拠である法益侵害の共同惹起は物理的因果性又は一方的な心理的因果性をもって肯定し得ると考え、片面的共同正犯を肯定する見解もある。

しかし、共同正犯では、構成要件該当事実の惹起の共同性を担保するための特別の要件として、意思連絡による心理的因果性が不可欠であると解すべきである。

そこで、意思連絡を欠く片面的共同正犯は認められないと解する。

A

大判 T11.2.25

〔論点 6〕 承継的共同正犯

承継的共同正犯の肯否は、先行者が特定の犯罪の実行に着手し、まだ実行行為を全部終了しない間に、後行者が先行者との共謀に基づき残りの実行行為を行った場合、後行者は関与前の先行者の行為・結果について共同正犯としての責任を負うか、という問題である。

因果共犯論からは、共同正犯の処罰根拠である因果性の内容を構成要件該当事実の共同惹起であると理解した上で、加功前の事実に対して因果性が認められることはあり得ない以上、承継的共同正犯は全面的に認められないと解する見解もある（消極説・全面否定説）。

しかし、処罰の隙間を埋める必要性もあるから、構成要件該当事実全体にわたる因果性までは要求するべきではなく、構成要件該当事実において最も重要である構成要件的结果に対する因果性が認められるのであれば、その限りで承継的共同正犯を肯定するべきである。

そこで、後行者の関与行為（共謀及びそれに基づく行為）が構成要件的结果に対して因果性を有する限りで承継的共同正犯の成立が認められると解すべきである（中間説のうち、因果性を基準にする見解）。

A

最決 H24.11.6・百 1 81

未遂犯事例では「構成要件の結果」から「法益侵害」に変更する。

〔例 1〕 共謀加担前に惹起された傷害結果

事案：Y は、X の暴行により傷害を負った V が抵抗困難な状態に陥っていたことから、X と現場共謀の上、かかる状況を積極的に利用することで、V に対して制裁目的で暴行を加えた。



Y の暴行の因果性はそれよりも前に生じた負傷に遡及しない

(答案)

共謀加担前の傷害結果については、その後の共謀及びこれに基づく暴行の因果性を遡及させることができないから、Y が自らの制裁目的を實現するために X の暴行により傷害を負った V の抵抗困難状態を積極的に

A

最決 H24.11.6・百 1 81

解説の便宜上、先行者・被害者が 1 名ずつの事案に修正している

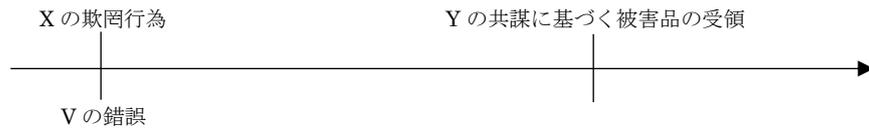
利用して暴行に及んだという事情は、Y が暴行に及んだ動機ないし経緯にすぎない。

したがって、Y の共謀及びこれに基づく暴行がそれ以前に生じた傷害結果に因果性を及ぼしたとはいえないから、傷害罪の承継的共同正犯の成立は認められない。

【例 2】 詐欺罪において処分行為の段階から共謀加担した場合

A

事案：Y は、X が V を欺罔して錯誤に陥らせた後に、X と共謀の上、V から被害品を受け取った。



錯誤という過去の事実に対しては、Y の共謀に基づく被害品の受領の因果性は及ばない。しかし、V の法益関係的錯誤に基づく処分行為による被害品の占有の喪失（詐欺罪における法益侵害）に対しては、Y の共謀に基づく被害品の受領の因果性が及ぶ。

(答案)

Y は、X との共謀及びこれに基づき V から錯誤に基づく被害品の交付を受けたという行為により、V の錯誤に基づく被害品の占有移転という詐欺罪の法益侵害の惹起に対して因果性を及ぼしたといえる。

したがって、詐欺既遂罪の承継的共同正犯が成立する。

【例 3】 詐欺未遂事案（だまされたふり作戦事件）

A

事案：X は V に欺罔文言を告げたものの、V は、嘘を見破り、錯誤に陥らなかった。その後、V は、警察と協力し、だまされたふりをして現金が入っていない箱を指定された場所に発送した。Y は、X による欺罔行為の後、X と共謀の上、だまされたふり作戦が開始されたことを認識せずに、指定された場所において A から発送された現金が入っていない荷物を受領した。

最判 H29.12.11・百 I 82



詐欺未遂罪における法益侵害（V の法益関係的錯誤に基づく処分行為による現金の占有喪失の危険の発生）は、X の欺罔行為により発生し、V が X の詐欺に気が付いた時点で終了する（純客観的に見た場合）

不能犯の議論を応用することにより、Y の関与時点でも V が欺罔に気が付いていないと仮定して、V の法益関係的錯誤に基づく処分行為による現金の占有喪失の危険が持続していたと評価することで、Y の共謀に基づく受領行為が上記の危険を維持又は増大させたとして、因果性を肯定する余地がある。

(答案)

確かに、本件詐欺未遂の法益侵害の内容をなす V が錯誤に陥り現金を交付することでその占有を喪失する危険性は、X の V に対する欺罔行為の時点で発生しており、Y が共謀に基づく本件受領行為によりかかる危険性を（維持又は）増大させたとはいえない。

しかし、不能犯に関する議論を応用し、次のように考えるべきである。

すなわち、行為時に一般人が認識し得た事情及び行為者が特に認識していた事情を基礎として一般人の危険感において結果発生危険性が認められるのであれば、未遂犯が成立すると解されている（具体的危険説）。

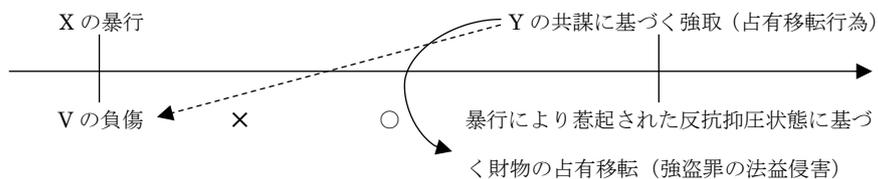
そして、一般人はだまされたふり作戦の開始を認識し得ないし、Y もこれを認識していないから、Y が受領した箱の中には現金が入っているという前提に立って、本件受領行為の因果性を考えることになる。

そうすると、Y は、X との共謀に基づき、本件詐欺を完遂する上で X の欺罔行為と一体のものとして予定されていた本件受領行為に関与することにより、V が錯誤に陥り現金を交付することでその占有を喪失する危険性をさらに（維持又は）増大させたといえる。

したがって、詐欺未遂罪の承継的共同正犯の成立が認められる。

[例 4] 強盗致傷罪

事案：Y は、X の暴行により負傷した V が反抗抑圧状態に陥っていたことから、X と現場共謀の上、かかる状況を積極的に利用することで、V から現金を奪い取った。



(答案)

まず、Y は、X との共謀に基づき共謀加担前の X の暴行により惹起された V の反抗抑圧状態を利用して V から現金を奪うことで、現金の占有侵害について因果性を及ぼしている。そうすると、少なくとも強盗罪には因果性を及ぼしている。

次に、Y は、X の暴行により負傷している V を見て、負傷している V からであれば簡単に現金を奪うことができると考え、V が負傷している状況を現金奪取の手段として利用している。しかし、Y による X との共謀及びそれに基づく現金奪取の因果性は共謀加担前に生じていた V の負傷に遡及しないから、上記の事実は Y が現金奪取に及んだ動機ないし契機にすぎない。

したがって、強盗罪の限度で承継的共同正犯が成立する。

A

平成 28 年司法試験改題

〔論点 7〕 不作為犯に対する共同正犯

作為義務のない者が作為義務のある者と共謀し、作為義務のある者による不作為に加功した場合に、作為義務のない者に不作為犯の共同正犯が成立するかが問題となる。

まず、65条1項は真正身分犯の成立・科刑における身分の連帯的作用を定めたものであると解する。

次に、不作為犯は保証人的地位（作為義務）を身分とする真正身分犯であるところ、非身分者も身分者の行為に加功することで身分犯の保護法益の侵害を実現することができるから、同条項の「共犯」には共同正犯も含まれると解する。

そうすると、不作為犯の成立・科刑において、保証人的地位が同条項により連帯する。

したがって、作為義務のない者にも、65条1項の適用により、不作為犯の共同正犯が成立し得る。¹⁾

B

最判 S31.5.24

大判 M44.10.9

〔論点 8〕 不作為による共同正犯

正犯の作為に不作為で関与する場合と、正犯の不作為に不作為で関与する場合とがある。

ここでは、不作為の共同正犯と幫助犯の区別が問題となる。

正犯性を結果惹起の支配により判断する以上、結果を故意により実現する直接行為者に対して不作為で関与する者には、原則として正犯性を肯定できず、正犯に対する幫助犯が成立するにとどまると解する（原則幫助説）。

そして、正犯性が否定された場合には、不作為による「幫助」が問題となるところ、これには、①正犯の実行を阻止する作為義務と、②作為の可能性・容易性が必要であると解する。

B

①は、自ら法益を保護するという正犯の作為義務とは区別される。

〔論点 9〕 予備罪の共同正犯

共謀に基づき予備行為を共同して行った者に、予備罪の共同正犯が成立するか。

まず、予備罪も修正された構成要件として「実行」行為や「正犯」を観念できるから、予備罪の共同正犯を認めうる。

次に、予備罪の共同正犯と幫助犯の区別は、予備罪という犯罪の実現にとって果たした役割の重要性に応じて決定されるべきである。

そして、他人予備行為の場合でも、欠けている自ら基本犯「を犯す目的」は「身分」（65条1項）に含まれる上、同条項の「共犯」には共同正犯も含まれるから、予備罪の共同正犯の成立余地がある。

B

最決 S37.11.8・百I 80

(2) 既遂結果発生・因果関係

既遂犯の共同正犯の客観的構成要件該当性が認められるためには、既遂結果の発生、及び共謀に基づく実行行為と既遂結果との間の因果関係が認めら

¹⁾ 真正不作為犯に対する共同正犯については、65条1項により作為義務を内容とする正犯の真正「身分」が共犯者間で連帯することにより、肯定される。これに対し、不真正不作為犯に対する共同正犯については、不真正不作為犯における作為義務は身分ではなく実行行為性の問題に位置づけられるため、65条1項を適用することなく、肯定できる。

れる必要がある。

(3) 故意

故意犯の共同正犯の故意が認められるためには、他の共同者との共同による既遂結果惹起の認識・認容が必要である。

(4) 違法性・責任

共同正犯は一次的責任類型であり、正犯の存在を前提とする二次的責任類型としての狭義の共犯とは異なるから、狭義の共犯における従属性は妥当しない。それにもかかわらず、共同正犯においても問題となるのが、他の共同正犯者について違法性阻却事由又は責任阻却事由が認められる場合における共同正犯の成否である。

〔論点 10〕 共同正犯の違法性阻却事由

共同正犯には狭義の共犯における要素従属性（制限従属性説）は妥当しないから、違法性の実質を社会倫理規範違反にも求める立場から共同正犯者間における違法の相対化が認められる。

そこで、違法性阻却事由のうち、人的違法要素については共同正犯者ごとに判断されるべきである。

（補足）

例えば、正当防衛の成立要件のうち、主観的正当化要素である防衛の意思については相対化が認められる。

また、侵害の「急迫」性についても、積極的加害意思の有無という点については相対化が認められる。

〔論点 11〕 共同正犯の責任阻却・責任減少

責任は、行為者に対する非難可能性という性質上、行為者ごとに個別に判断されるべきものである（責任の個別性）。

そこで、責任阻却・減少の効果は共同正犯者間で連帯しないと解する。

A

フィリピンバブ事件・最決 H4.6.5・
百 190

相当性は個別に判断されない（論証
集 45 頁 [論点 13]）

B

総まくり 134～142 頁

3. 共同正犯における抽象的事実の錯誤

異なる構成要件間における共同正犯の成否とも呼ばれる論点である。

なお、共同正犯の本質論（行為共同説 VS 犯罪共同説）は、複数の行為者間における共同正犯の成否の問題であるのに対し、錯誤論は、認識内容と発生事実に食い違いがあるときに故意犯は成立するかという個々の行為者における故意犯の成否の問題である。

(1) 学説の対立

共同正犯の本質について前構成要件的な行為（自然的な行為）を共同することで各人の犯罪を実現することであると理解する行為共同説からは、共同者には、各々の故意の内容に対応して、法益侵害の共同惹起が肯定される範囲内において、異なった罪名（犯罪）間においても共同正犯が成立する。行為共同説を徹底すると、全く異質な構成要件間においても共同正犯の成立が認められることになる。しかし、これは構成要件を基軸とする犯罪論体系と

(2) 「虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて」

- ・「虚偽の風説を流布」は、全部又は一部が客観的事実に反する噂や情報を不特定又は多数人に伝播させることをいう。
 ➡伝播可能性の理論あり。
- ・「偽計」は、人を欺き、あるいは人の錯誤又は不知を利用することをいう。
 ➡相手方は業務の主体に限られない。

(3) 「業務を妨害した」

本罪は危険犯であるから、業務妨害の結果発生は不要であり、業務を妨害するに足りる行為があれば足りる。

第3節. 威力業務妨害罪 (234条)

B 総まくり 215~218頁

1. 保護法益

本罪の保護法益も業務である。

2. 構成要件

(1) 「人の…業務」

[論点 1] 公務

本罪の保護法益は業務活動である。

そして、公務のうち強制力を行使する権力的な公務でないものは、自力排除力に乏しいため、私企業と同様、威力による妨害から保護する必要があるから、威力業務妨害罪における「業務」に含まれると解する。

B

最決 H12.2.17・百II23

(2) 「威力」

- ・人の自由意思を制圧するに足りる勢力を用いることをいう。これは、暴行・脅迫の拡張形態である。
 ➡客観的に相手方の自由意思を制圧するに足りるものであればよく、現実には相手方が自由意思を制圧されたことまでは不要である。
- ・「威力」の相手方は、業務の主体に限られない (例えば、店の顧客に威力を用いて、店の利用を妨げようとする場合も含まれる)。
- ・公然と相手に障害の存在を誇示すれば「威力」であり、非公然とこっそり行われれば「偽計」である。

最判 S28.1.30

(3) 「業務を妨害した」

本罪は危険犯であるから、業務妨害の結果発生は不要であり、業務を妨害するに足りる行為があれば足りる。

第4節. 電子計算機損壊等業務妨害罪 (234条の2)

C 総まくり 218頁

本罪の保護法益は、電子計算機による業務の円滑な遂行である。

第6章 財産犯

第1節 財産犯の体系

A 総まくり 219 頁

個別財産に 対する罪	領得罪	移転罪	盗取罪	窃盗罪 [動産のみ]
				不動産侵奪罪 [不動産のみ]
				強盗罪 [物/利益]
			交付罪	詐欺罪・恐喝罪 [物/利益]
	非移転罪	間接領得罪		横領罪 [物]
				盗品等関与罪 [物]
毀棄罪			毀棄罪 [物]	
全体財産に 対する罪	領得罪・毀 棄罪			背任罪 [物/利益]

第2節 窃盗罪 (235条)

A 総まくり 219~230 頁

1. 構成要件

(1) 「他人の財物」

ア. 「財物」

(ア) 財物概念

- ・不動産侵奪罪 (235条の2) との関係から、不動産は含まれない。
- ・電気は「財物」とみなされる (245条)。

[論点1] 「財物」は有体物に限られるか¹⁾

確かに、財物の概念を目的論的に解釈すれば、管理可能な無体物も含むと考える余地もある。

しかし、245条は「電気」が財物でないことを前提とする規定であるから、管理可能な無体物を「財物」に含める解釈は罪刑法定主義に反する。

そこで、「財物」は有体物 (固体、液体、気体) に限られると解する。

(イ) 所有権の目的

「財物」は、財産権、ことに所有権の目的となり得るものであることを

B

¹⁾ 情報窃盗事案では、①情報自体の「財物」性を否定した上で、②USB等の情報媒体について情報が化体されたものであり財産的価値があるとして「財物」性を肯定する。

要する。

[論点 2] 禁制品も「財物」に含まれるか

禁制品（特別の許可がなければ私人による所有・所持が認められない物）も「財物」に含まれるか。

禁制品であっても、一定の許可等を条件として所有権の対象となるのであるから、「財物」に含まれると解する。

B

最判 S24.2.15

(ウ) 財産的価値

「財物」は、財産犯の客体である以上、財産的価値を有することを要する。ここでいう財産的価値には、客観的な交換価値と、主観的な使用価値（積極的価値・消極的価値）がある。

イ. 「他人の」

「他人の」とは、他人の所有権を意味する。

財物は、①他人所有・他人占有の物（問題なく「他人の財物」に当たる）、②他人が本権に基づき占有する自己所有物（本権説からも「他人の財物」に当たる）、③他人が本権に基づかないで事実上占有する自己所有物（〔論点 3〕）、④他人が本権に基づかないで事実上占有する第三者所有物（〔論点 4〕）に分類される。

[論点 3] 自己所有物

自己所有物でも、「他人が占有…するもの」は、「他人の財物」とみなされる（242 条）。では、242 条でいう「他人が占有」は、本権（占有の基礎にある所有権や質権・賃借権等）に基づかない事実上の占有も含むか。

確かに、窃盗罪の保護法益を他人の占有の基礎にある所有権その他の本権と理解する本権説からは、242 条でいう「占有」は本権に基づく占有だけを意味する。

しかし、本権に基づく自力救済を禁止することで事実としての財産状態を尊重しようとする占有訴権制度（民法 197 条以下）の趣旨に照らし、窃盗罪の保護法益は占有それ自体であると解すべきである（占有説）。

そうすると、他人が事実上占有する自己所有物も「他人が占有…するもの」として「他人の財物」とみなされ、窃盗罪の客体となる。

A

最決 H 元.7.7・百 II 26

[論点 4] 第三者が本権に基づかずに占有する他人の所有物

確かに、他人の所有物である以上、「他人の財物」に当たるはずである。

しかし、窃取という占有移転の対象となるべき本罪における「財物」は、他人の占有に属するものであることを要する。そこで、本権に基づかない第三者の占有が本罪によって保護に値するものであるかという形で、窃盗罪の成否が問題となる。

確かに、窃盗罪の保護法益を他人の占有の基礎にある所有権その他の本権と理解する本権説からは、本権に基づかない事実上の占有の要保護性が否定される結果、第三者が本権に基づかずに占有する他人の所有物は「財物」に当たらないことになる。

しかし、事実上の占有を尊重することで財産秩序を保護する必要がある

A

るから、本罪の保護法益は事実上の占有自体であると解すべきである(占有説)。

そうすると、第三者が本権に基づかずに占有する他人の所有物にも、「財物」としての要保護性が認められる。

ウ. 他人の占有

窃盗罪は占有移転を伴う移転罪であるから、客体である「財物」は他人の占有に属することを要する。

[論点 5] 占有の存否

所有者と財物との間に物理的間隔がある場合などに、当該財物について所有者の占有が及んでいるのかが問題となる。

窃盗罪における占有は財物に対する事実的支配であり、これは、領得行為時を基準として、財物に対する客観的支配と支配意思を総合して社会通念に従って判断される。

[事案類型]

①財物を現実に握持している場合

➡財物を直接に支配しているといえ、占有が認められる。

②財物が人の(閉鎖的)支配領域内に有る場合

➡当該閉鎖的空間を支配している者は、空間の支配を通じて空間内の財物を占有しているといえる。

③財物を自己の所在地から離れた場所にとくに置いた場合

➡単なる財物の所在場所だけではなく、財物がそこに置かれた経緯・状況も考慮して判断する。

④財物を一時置き忘れた場合

➡時間的・場所的な関係から、財物の置き忘れに気づき、それによって現実的支配を回復する可能性が高いこと(他者による妨害を排除して財物を確保する可能性)が占有を基礎づける。
場所的間隔についていえば、財物が被害者が短時間で現実的支配を及ぼし得る場所的範囲にあったかが重要である。

⑤元の占有者の占有喪失により占有が他者に移る場合

➡元の占有者が物の占有を喪失することにより、物の占有が、それが存在する領域を支配している者に移転することがある。

[論点 6] 占有の帰属

財物の支配に複数の者が関与している場合、占有が誰に帰属しているのかが問題となる。その判断においては、物の支配・帰属に関する社会通念が援用される。

本論点は、窃盗罪の占有が認められる範囲では委託物横領罪(252条・

A

最決 H16.8.25・百II 28

最判 S24.2.15

A

253 条) の成立が排斥されることとの関係で問題となるのが通常である。

(類型 1) 共同占有

数人が共同して財物を占有する場合である。

この場合、共同占有者の一人が他の共同占有者の同意を得ることなく、当該財物を単独占有に移したときには、他の共同占有者の占有を侵害したことになり、窃盗罪が成立する。²⁾

大判 T8.4.5、最判 S25.6.6

(類型 2) 上下・主従関係

財物の保管に上下主従関係がある場合、原則として上位者に占有が認められる。

大判 T7.2.6、大判 T12.11.9

もっとも、財物を現実支配している下位者が上位者から高度の信頼関係に基づきある程度の処分権を委ねられているときは、下位者に占有が認められる。

(類型 3) 支配関係

一定の領域の支配者に、領域に対する支配を通じて、領域内の財物に対する占有が認められることがある。

最判 S31.1.19

例えば、旅館が宿泊客に貸与する旅館所有の浴衣等に対する占有は旅館主にある（なお、判例は旅館外に外出中であっても旅館に占有があるとするが、これには疑問が呈されている。）。

(類型 4) 封緘委託物

封緘物とは、容器中に物を収めて封を施した物をいい、占有を委託された封緘物を封緘委託物という。

大判 M45.4.26 [内容物だけの領得：

窃盗]、大判 T7.11.19 [封緘物自体

の領得：横領]

封緘物全体（自体）は、これが手元にある受託者の支配が及んでいるから、受託者の占有に属する。

もっとも、内容物は、封緘により被見・処分が禁じられている以上、事実的支配が委託者に留保されているから、委託者の占有に属する。

そうすると、内容物だけの領得には窃盗罪が成立する一方で、封緘物全体の領得には横領罪が成立することになるが、受託者が業務者であれば業務上横領罪が成立するため法定刑の不均衡は生じないし、それ以外の場合でも量刑上考慮することで宣告刑の不均衡を回避し得るから、上記見解は妥当である。

[論点 7] 死者の占有

死者には占有の意思（支配意思）が認められないため、基本的に占有を認めることはできないと解されている。

A

最判 S41.4.8・百II29

死者の占有は認められないものの、致死行為を利用して財物を取得した者との関係では、全体的に考察して、被害者の生前の占有の要保護性

²⁾ 他人の事実上の占有に属する物である以上、行為者も占有を有していても、委託物横領罪ではなく窃盗罪の客体となる。

が認められると解する。

(補足)

- ・「致死行為を利用して財物を取得した者」は、①行為者が被害者を死亡させたこと(共犯可)、②致死行為と財物取得の時間的・場所的接近性から判断される。
- ・占有を否定する場合、他人の占有に属する「財物」(235条)という要件を欠き、窃盗罪の成立が否定され、占有離脱物横領罪(254条)が成立するにとどまる。

(2) 「窃取」

①占有者の意思に反して、②財物に対する他人の占有を排除し、財物を自己又は第三者の事実的支配下に移したことをいう。

窃盗罪の実行の着手時期は、財物の占有侵害の具体的危険が認められる行為を開始した時点である。

(3) 故意

論文試験では、客観的構成要件に属する論点(本権説 VS 占有説、死者の占有)が、「他人の財物」の認識や「窃取」(占有侵害)の認識として、主観的構成要件の段階で問われることもある。

〔論点 8〕 他人所有物を自己所有物と誤認した場合

例えば、X が、Y が所有・占有するかばんを、自己所有のかばんであると誤信して、Y から窃取したという事案では、①「他人の財物」の認識の有無、②誤想防衛による責任故意の阻却、③誤想自救行為による責任故意の阻却(②が否定された場合に限る)が問題となる。

A

平成 27 年司法試験

1. 「他人の物」の認識

(1) 窃盗罪の保護法益を他人の占有の基礎にある所有権その他の本権と理解する本権説からは、「他人が占有」(242条)は本権に基づく占有だけを意味することになる。

この見解からは、行為者が客体を自己所有物であると誤認している場合において、窃盗罪の故意が認められるためには、窃取の相手方の占有が本権に基づくものであることを認識している必要がある。

しかし、事実上の占有を尊重することで財産秩序を保護する必要があるから、本罪の保護法益は事実上の占有自体であると解すべきである(占有説)。

この見解からは、「他人が占有…するもの」は、他人が事実上占有する財物を意味することになる。

(2) そうすると、Y がかばんを事実上占有していることを認識している X には、「他人の財物」の認識があるといえ、窃盗罪の構成要件的故意(38条1項本文)が認められる。

2. 誤想防衛による責任故意の阻却

…略…

論証集 40 頁 [論点 12] の 2

3. 誤想自救行為による責任故意

…略…

[論点 9] 占有者が死亡したと誤認した場合

XはYに暴行を加えたところ、Yが失神した。Xは、Yが死亡したと誤認した上で、Yのズボンのポケットから財布（Y所有）を取り出し、その場から立ち去った。なお、暴行の時点では領得意思がなかった。

1. Xは、Yという「他人の」所有に属し、Yの占有に属する「財物」を、Yから「窃取した」のだから、窃盗罪の客観的構成要件に該当する。

2. もっとも、XはYが死亡したと誤認しているため、占有侵害の事実の認識を欠き、窃盗罪の故意が認められないのではないか。

(1) 死者の占有は認められないものの、致死行為を利用して財物を取得した者との関係では、全体的に考察して、被害者の生前の占有の要保護性が認められると解する。

(2) Xは、自己の暴行によりYが死亡したと認識していた。また、Xは、Yが死亡した直後に、その場で、Yから財布を奪取するという認識もある。したがって、Xには、自己の致死行為を利用してYから財布を奪取する認識という意味で、Aの生前の占有を侵害するという「窃取」の認識があるといえ、窃盗罪の故意が認められる。

(補足)

占有侵害の事実の認識を否定する場合、窃盗罪の故意が否定され、占有離脱物横領罪（254条）の認識で窃盗罪を実現したとして、軽い罪の認識で重い罪を実現した場合における抽象的事実の錯誤が問題となる。

そして、窃盗罪は、242条を度外視すれば占有侵害と所有権侵害からなる罪であり、占有離脱物横領罪は所有権侵害からなる罪であるから、両者間には重い軽いという関係がある。

したがって、両者は占有離脱物横領罪の限度で構成要件が重なり合うといえるから、Xには占有離脱物横領罪の客観的構成要件該当性が認められ、占有離脱物横領罪が成立する。

(4) 不法領得の意思

不可罰な使用窃盗及び毀棄罪との限界を画するために、窃盗罪の成立には、不法領得の意思が必要であると解する。その内容は、①権利者を排除して他人の物を自己の所有物として（権利者排除意思）、②その経済的用法に従い利用又は処分する意思（利用処分意思）である。

[論点 10] 権利者排除意思

窃盗罪の成立には権利者排除意思と利用処分意思を内容とする不法領得の意思が必要である。

権利者排除意思は、不可罰な一時使用を窃盗罪から除外するための要件であるから、一般に権利者が許容しないであろう程度・態様の利用をする意思を意味すると解すべきである。

論証集 40 頁 [論点 12] の 3

A

平成 29 年司法試験改題

最判 S41.4.8・百 II 29

論証集 32 頁 [論点 9]

A

最決 S55.10.30・百 II 32

[論点 11] 利用処分意思（１）経済的用法に従った利用に限定されるか

窃盗罪の成立には、権利者排除意思と利用処分意思を内容とする不法領得の意思が必要である。

利用処分意思は、毀棄罪と窃盗罪を適切に区別するために、占有侵害の目的を財物の利用可能性の取得に限定するための要件である。

そして、財物自体のもつ何らかの効用を享受する意思があれば、財物の利用可能性の取得という目的が認められる。

そこで、①財物の経済的用法に従って利用する意思に限らず、②財物の本来的用法に従って利用する意思、さらには、③財物から生じる何らかの効用を享受する意思であっても、利用処分意思が認められると解する。

A

最決 S35.9.9、最決 H16.11.30・百

II 31

[論点 12] 利用処分意思（２）財物自体を利用する意思の要否

単に財物を毀棄・隠匿するにとどまらず、そこに何らかの利益追求の意思がありさえすれば、「財物自体のもつ（何らかの）利益や効用を享受する意思」があるとして、利用処分意思を認めてよいか。

窃盗罪の成立には、権利者排除意思と利用処分意思を内容とする不法領得の意思が必要であるところ、後者は毀棄罪と窃盗罪を適切に区別するための要件である。

そして、何らかの利益追求の意思があれば、毀棄罪よりも重く処罰するべき強い非難と一般予防の見地からの抑止の必要性が認められるとして、利用処分意思を肯定できそうである。

しかし、利用処分意思は、窃盗罪の法定刑が毀棄罪よりも重いことを基礎づけるために占有侵害の目的を財物の利用可能性の取得に限定するための要件であるから、これを肯定するためには、その財物自体を利用する意思が必要であると解すべきである。³⁾

A

2. 親族間の犯罪に関する特例（244条）

（１）概要

- ・本条は、法は家庭に入らずという政策的観点に基づく一身の処罰阻却事由と解されている（政策説）。
- ・内縁関係にある者は「親族」に当たらない。
 - ➡Xの内妻YがXが占有・所有する財物を窃取した場合、Xは内妻Yの「配偶者」に当たらない。
 - ➡Xが実父Yの内妻Zが占有・所有する財物を窃取した場合、内妻ZはXの「直系血族」に当たらない。

最判 S25.12.12

最決 H18.8.30

（２）論点

[論点 13] 244条の親族関係が必要な人的範囲

窃盗罪の保護法益を事実上の占有と解する立場も、財産秩序維持のために事実上の占有が本権とは独立した保護法益となることを認めるものであり、

B

最決 H6.7.19

³⁾ 財物を廃棄するだけの意思では、廃棄を手段として財産的利益を得る意思があっても、利用処分意思は認められない（最決 H16.11.30・百 II 31）。

所有権の保護法益性を否定する趣旨ではない。

そこで、親族関係は、占有者のみならず所有者との間でも必要であると解すべきである。

[論点 14] 244 条の親族関係の錯誤

244 条の趣旨に関する違法減少説・責任減少説からは、244 条 1 項・2 項は一種の軽減構成要件を定めたものと解されるから、親族関係の錯誤については、抽象的事実の錯誤に関する 38 条 2 項が適用される結果として、244 条 1 項・2 項が適用ないし準用されると解することになる。

しかし、違法・責任減少という考えは、244 条 1 項の定める法的効果が刑の必要的な免除に限定されていることと整合しない。むしろ、同条 1 項は、法は家庭に入らずという政策的観点に基づく一身的処罰阻却事由を定めたものと解すべきである（政策説）。

そうすると、処罰阻却事由を基礎づける親族関係の存在は故意の対象とならないから、親族関係の錯誤は構成要件の故意・責任故意のいずれも阻却ないし、抽象的事実の錯誤として 38 条 2 項の適用により 244 条 1 項が適用ないし準用されることもない。

B

第 3 節. 不動産侵奪罪 (235 条の 2)

C 総まくり 230~231 頁

- ・「不動産」は、①土地、②建物などの土地の定着物である（民法 86 条 1 項）。
- ・本罪は「侵奪」を要件とする移転罪であるから、本罪の客体である「不動産」は他人の占有に属することを要する。権利関係が登記により公示される登記済不動産については、遠隔地にあり実質的支配を及ぼし得ない土地等であっても所有者の占有を肯定できる。
- ・「侵奪」は、占有者の意思に反して、不動産に対する他人の占有を排除して、自己又は第三者の占有を設定することをいい、不動産に対する事実的な支配の侵害が必要である。

第3章 国家の作用に対する罪

第1節 公務の執行を妨害する罪

総まくり 336~341 頁

1. 公務執行妨害罪（95条1項）

A

（1）保護法益

本罪の保護法益は公務員による公務の円滑な執行であり、公務員を特別に保護する趣旨ではない。

（2）構成要件

ア. 客体

本罪の客体は「公務員」である（7条1項参照）。

イ. 「職務を執行するに当たり」

「暴行又は脅迫」は、「公務員が職務を執行するに当たり」加えられたものであることを要する。

[論点1] 「職務」の範囲

B

業務妨害罪で保護される私企業的・現業的公務も「職務」に含まれるか。

最判 S53.6.29

公務は、公共の福祉に奉仕するものであるから、業務妨害罪と公務執行妨害罪により二重に保護されることになっても問題ない。

そこで、本罪の「職務」には、すべての公務が含まれると解する。

[論点2] 職務執行の範囲

C

「公務員が職務を執行するに当たり」とは、①具体的・個別的に特定された職務の執行の開始から終了までの時間的範囲、及び②当該職務の執行と時間的に接着してこれと切り離し得ない一体的関係にあるとみることができる範囲内の職務の執行中を意味する。

最判 S53.6.29、最決 H元.3.10・百

II 114

そして、職務の性質上、ある程度継続した一連の職務として把握することが相当と考えられるものについては、暴行・脅迫の際に職務の執行が中断・停止されているかのような外観を呈していたとしても、一体性・継続性を有する職務の執行中であつたとして、職務執行性を認めることができる。

[論点3] 職務の適法性

A

1. まず、違法な職務を刑法により保護する必要はないから、本罪の成立には、「職務」の適法性、すなわち、職務が①当該公務員の抽象的職務権限と②具体的職務権限に属し、③公務の有効要件である法律上の手続・方式の重要部分を履践していることが必要であると解する。¹⁾
2. 次に、基準の明確性の見地より、職務の適法性は、職務行為時を基準として、裁判所が客観的に判断すべきである（客観説＋行為時標準説）。
3. そして、職務の適法性は規範的構成要件要素であるから、これを基

最判 S42.5.24・百 II 112

最決 S41.4.14・百 II 113

¹⁾ ③については、単なる訓示規定・任意規定の違反に限定して「重要部分の履践」が認められるとする見解もあるが、公務の保護と人権の保護との調和を図る見地からは、職務執行の相手方の権利保護のために重要な手続違反の有無により判断する見解によるべきである。

礎づける事実の錯誤は事実の錯誤として構成要件の故意を阻却する一方で、法的評価に関する錯誤は法律の錯誤として原則として責任故意を阻却しないと解する（二分説）。

ウ. 「暴行又は脅迫」

本罪の「暴行」は、公務員の身体に対し加えられる必要はなく、直接・間接を問わず公務員に向けられた不法な有形力の行使をいう。

〔論点 4〕 間接暴行

本罪は結果としての公務執行妨害を処罰するものではないから、物や第三者に対する暴行は、それが間接的に公務員の身体に物理的に影響を与えるものでなければ本罪の「暴行」たり得ないと解する。

そのための最低条件として、物や第三者に対する暴行は、公務員の面前で行われる必要がある。

〔論点 5〕 公務員の補助者に対する暴行

判例は、公務員の指揮に従いその手足となりその職務の執行に密接不可分の関係において関与する補助者に対する暴行も本罪の「暴行」たり得るとしている。

もっとも、本罪が「公務員」に向けられた暴行・脅迫を実行行為としていることから、前記暴行は、公務員の面前で行われることで、公務員に対して物理的に影響を与えるものであることを要する。

〔論点 6〕 暴行・脅迫の程度

本罪は公務に対する抽象的危険犯であるから、本罪の「暴行又は脅迫」は、公務執行の妨害となるべき性質のものであれば足り、現実の公務執行妨害の結果発生までは不要と解する。

A

最決 S34.8.27

B

最判 S41.3.24・百II115

A

最判 S33.9.30

C

2. その他

- ・職務強要罪（95条2項）
- ・封印等破棄罪（96条）
- ・強制執行妨害目的財産損壊等罪（96条の2）
- ・強制執行行為妨害等罪（96条の3）
- ・強制執行関係売却妨害罪（96条の4）
- ・加重封印等破棄等罪（96条の5）
- ・公契約関係競売等妨害（96条の6第1項）
- ・談合罪（96条の2第2項）

判例

- ・ 大判 M40.9.27 p176
- ・ 大判 M42.12.13 p181
- ・ 大判 M43.12.19 p194
- ・ 大判 M44.10.9 p68、88
- ・ 大判 M44.12.4 p147
- ・ 大判 M45.4.26 p124
- ・ 大判 T2.11.18 p74
- ・ 大判 T2.12.16 p156
- ・ 大判 T3.4.29 (百Ⅱ120) p193
- ・ 大判 T3.10.16 p163
- ・ 大判 T4.4.9 p155
- ・ 大判 T4.4.29 p168
- ・ 大判 T4.12.11 p113
- ・ 大判 T4.5.21 p95
- ・ 大判 T7.2.6 p124
- ・ 大判 T7.5.7 p192
- ・ 大判 T7.11.16 (百Ⅰ65) p58
- ・ 大判 T7.11.19 p124
- ・ 大判 T8.3.31 p192
- ・ 大判 T8.4.5 p123
- ・ 大判 T8.7.9 p181
- ・ 大判 T8.11.19 p155
- ・ 大判 S9.8.27 p93
- ・ 大判 T9.12.24 p180
- ・ 大判 T11.2.25 p64
- ・ 大判 T11.3.1 p81
- ・ 大判 T11.12.15 p139、145
- ・ 大判 T12.4.14 p165
- ・ 大判 T12.4.30 (百Ⅰ15) p29、30
- ・ 大判 T12.7.2 p74
- ・ 大判 T12.11.9 p124
- ・ 大判 T15.3.24 p117
- ・ 大判 T15.7.5 p118
- ・ 大判 S2.3.15 p146
- ・ 大判 S2.3.28 p99
- ・ 大判 S2.12.8 p197
- ・ 大判 S4.5.16 (百Ⅱ45) p137
- ・ 大判 S4.9.17 p60
- ・ 大判 S5.5.17 p148
- ・ 大判 S7.12.10 p192
- ・ 大判 S9.8.4 p191

- ・大判 S10.10.24 p86
- ・大判 S12.11.9 p192
- ・大判 S13.9.1 p153
- ・大判 S15.2.5 p193
- ・最判 S22.11.26 p131
- ・最判 S23.3.9 p135
- ・最判 S23.5.6 p168
- ・最判 S23.6.5 (百 II 63) p153
- ・最判 S23.10.23 p81
- ・最判 S24.2.8 p129
- ・最判 S24.2.8、p148
- ・最判 S24.2.15 p122、123
- ・最判 S24.3.8 (百 II 66) p156
- ・最判 S24.5.28 p136
- ・最判 S24.7.9 p133
- ・最判 S24.7.12 p110
- ・最判 S24.7.30 p168
- ・最判 S24.8.9 (百 II 117) p189
- ・最判 S24.12.17 p75
- ・最大判 S24.12.21 p90
- ・最判 S25.5.25 (百 II 81) p173
- ・最判 S25.6.6 p123
- ・最判 S25.7.4 (百 II 46) p143
- ・最判 S25.7.11 (百 I 91) p79
- ・最判 S25.12.12 p127
- ・最判 S26.1.30 p167
- ・最判 S26.3.27 p64
- ・最判 S26.5.25 (百 II 64) p152
- ・最決 S27.2.21 p93
- ・最判 S27.10.17 p157
- ・最判 S27.12.25 p140
- ・最判 S27.12.25 p180
- ・最判 S28.1.30 p120
- ・最決 S28.2.19 p136
- ・最決 S28.10.19 p191
- ・最判 S28.11.27 p110
- ・最大判 S29.1.20 (百 I 72) p61
- ・最決 S29.5.27 (百 I 106) p90
- ・最判 S30.10.14 (百 II 61) p150
- ・最判 S31.5.24 p68、88
- ・最決 S31.7.12 p197
- ・東京高判 S31.8.9 p157

- ・最決 S31.8.22 p115
- ・最判 S31.10.25 p113
- ・最判 S31.12.7 (百Ⅱ70) p162
- ・最判 S32.2.26 (百Ⅰ50) p98
- ・最決 S32.4.30 p193
- ・最判 S32.8.1 p135
- ・最判 S32.9.13 (百Ⅱ39) p131
- ・最判 S32.10.4 (百Ⅱ92) p180
- ・最判 S32.11.19 (百Ⅰ94) p159
- ・最決 S32.12.5 p197
- ・最決 S33.3.19 p109
- ・最大判 S33.5.28 (百Ⅰ75) p63
- ・最判 S33.9.30 p187
- ・最判 S33.11.21 (百Ⅱ1) p6、37、94
- ・最判 S34.5.7 (百Ⅱ19) p117
- ・最判 S34.7.24 p95
- ・最決 S34.8.27 p187
- ・最決 S34.9.28 (百Ⅱ48) p139
- ・最決 S35.9.9 p126
- ・最判 S36.10.10 p154
- ・最決 S37.11.8 (百Ⅰ80) p68
- ・最判 S38.11.8 p168
- ・最決 S39.1.28 (百Ⅱ3) p97
- ・最決 S39.12.8 p197
- ・最決 S40.2.26 p190
- ・最判 S41.3.24 (百Ⅱ115) p187
- ・最判 S41.4.8 (百Ⅱ29) p124、126
- ・最決 S41.4.14 (百Ⅱ113) p186
- ・最判 S42.3.7 (百Ⅰ93) p88
- ・最判 S42.5.24 (百Ⅱ112) p186
- ・最決 S42.10.24 (百Ⅰ9) p21
- ・最決 S43.1.18 p118
- ・最決 S43.9.17 p110
- ・最決 S43.10.15 p198
- ・最決 S43.10.24 p145
- ・最判 S44.6.25 (百Ⅱ21) p118
- ・最決 S44.7.17 (百Ⅰ86) p86
- ・最決 S45.9.4 (百Ⅱ93) p181
- ・京都地判 S45.10.12 (百Ⅱ10) p109
- ・最決 S45.12.22 p131
- ・最判 S46.6.17 p19
- ・最大判 S49.5.29 (百Ⅰ104) p90

- ・最判 S50.4.24 (百 II 104) p194
- ・最決 S50.6.12 (百 II 76) p1656
- ・最判 S50.11.28 (百 I 24) p44、45
- ・最決 S51.4.1 (百 II 47) p143
- ・最判 S51.4.30 (百 II 88) p178
- ・最判 S51.5.6 (百 II 91) p179
- ・最大判 S51.9.22 (百 I 105) p90
- ・最決 S53.2.16 p91
- ・最決 S53.3.22 (百 I 14) p22
- ・東京高判 S53.3.22 p176
- ・最判 S53.6.29 p186
- ・最判 S53.7.28 (百 I 42) p25、29
- ・最決 S54.3.27 p32
- ・最決 S54.4.13 (百 II 92) p72
- ・最決 S54.11.19 p132
- ・最決 S55.10.30 (百 II 32) p126
- ・最決 S55.11.13 (百 I 22) p37
- ・最決 S56.4.8 (百 II 97) p182
- ・最判 S57.2.17 (百 I 107) p91
- ・旭川地判 S57.9.29 p190
- ・最決 S58.3.25 (百 II 109) p196
- ・最判 S58.4.8 (百 II 16) p115
- ・最決 S58.5.24 (百 II 72) p163
- ・東京高判 S58.6.20 p173
- ・最決 S58.9.13 p51
- ・最決 S58.9.21 (百 I 74) p4
- ・最決 S58.11.1 (百 II 22) p118
- ・最判 S59.2.17 (百 II 94) p181
- ・最決 S59.5.30 (百 II 106) p195
- ・最判 S59.7.3 p51
- ・最判 S60.3.28 (百 II 86) p174
- ・最決 S60.7.3 p190
- ・最決 S61.6.9 (百 I 43) p32
- ・最判 S61.7.18 (百 II 78) p169
- ・最決 S61.11.18 (百 II 40) p130
- ・最決 S62.3.24 (百 II 13) p111
- ・最決 S62.3.26 (百 I 29) p47、48
- ・東京地判 S63.7.27 (百 I 87) p83
- ・大阪高判 H 元.3.3 p129
- ・最決 H 元.3.10 (百 II 114) p186
- ・最決 H 元.5.1 (百 II 122) p189
- ・最決 H 元 6.26 (百 I 96) p75

- ・最決 H 元.7.7 (百Ⅱ26) p122
- ・最決 H 元.7.7 (百Ⅱ82) p172
- ・最決 H 元.7.14 (百Ⅱ83) p172
- ・東京高判 H2.2.21 (百Ⅰ88) p83
- ・最決 H2.11.20 (百Ⅰ10) p20
- ・最決 H4.6.5 (百Ⅰ90) p69
- ・東京地判 H4.6.19 p111
- ・最決 H5.10.5 (百Ⅱ95) p182
- ・最決 H6.3.4 p135
- ・最決 H6.7.19 p127
- ・千葉地判 H6.8.8 p135
- ・最判 H6.12.6 (百Ⅰ98) p75
- ・千葉地判 H7.6.2 p191
- ・東京地判 H7.10.9 p134
- ・大阪高判 H7.11.9 p4
- ・千葉地裁 H7.12.13 (百Ⅰ59) p39
- ・東京地判 H8.6.26 p49
- ・最判 H9.6.16 p42
- ・最決 H9.10.21 (百Ⅱ84) p171
- ・最決 H10.11.25 (百Ⅱ73) p163
- ・最判 H11.12.20 p181
- ・最決 H12.2.17 (百Ⅱ23) p120
- ・最決 H12.3.27 p140
- ・最判 H13.7.19 (百Ⅱ49) p139
- ・最決 H13.10.25 p4
- ・最決 H13.11.5 (百Ⅱ67) p157
- ・最決 H14.7.1 (百Ⅱ75) p167
- ・名古屋高判 H14.8.29 p75
- ・大阪高判 H14.9.4 (百Ⅰ28) p43
- ・最決 H14.10.21 p139
- ・最決 H15.2.8 (百Ⅱ74) p164
- ・最決 H15.3.12 (百Ⅱ52) p140
- ・最決 H15.4.14 (百Ⅱ85) p174
- ・最大判 H15.4.23 (百Ⅱ69) p158
- ・最決 H15.7.16 (百Ⅰ13) p20
- ・最決 H15.10.6 (百Ⅱ96) p178
- ・最決 H15.12.18 p179
- ・最決 H16.1.20 (百Ⅰ73) p4、37、94
- ・最決 H16.2.9 (百Ⅱ55) p139
- ・最判 H16.3.22 (百Ⅰ64) p56
- ・最決 H16.8.25 (百Ⅱ28) p123
- ・最決 H16.10.19 p21

- ・最決 H16.11.30 (百Ⅱ31) p127、178
- ・最判 H16.12.10 (百Ⅱ43) p133
- ・最決 H17.3.11 (百Ⅱ105) p195
- ・最決 H17.3.29 (百Ⅱ5) p97
- ・大阪高判 H17.3.29 p139
- ・最判 H17.4.14 (百Ⅰ103) p110
- ・札幌高判 H17.8.18 (百Ⅱ124) p189
- ・最決 H17.12.6 (百Ⅱ12) p111
- ・最決 H18.1.17 (百Ⅱ80) p169
- ・最決 H18.8.30 p127
- ・最決 H18.11.21 (百Ⅰ83) p77
- ・最決 H19.3.20 (百Ⅱ79) p169
- ・最決 H19.7.17 (H19 重判 9) p140
- ・最決 H20.1.22 (百Ⅱ15) p113
- ・最決 H20.2.18 (百Ⅱ35) p161
- ・東京高判 H20.3.19 (百Ⅱ42) p130
- ・最決 H20.5.20 (百Ⅰ26) p41
- ・最決 H20.6.25 (百Ⅰ27) p46
- ・最決 H21.2.24 (H21 重判 2) p46
- ・最決 H21.6.30 (百Ⅰ97) p74
- ・東京高判 H21.11.16 (百Ⅱ41) p132
- ・最決 H22.7.29 (百Ⅱ50) p140
- ・最決 H22.9.7 (H22 重判 12) p195
- ・最決 H23.12.19 (百Ⅰ89) p83
- ・最決 H24.10.15 (百Ⅱ103) p194
- ・最決 H24.11.6 (百Ⅰ81) p65
- ・最判 H26.3.28 (百Ⅱ51) p140
- ・最決 H28.3.24 (百Ⅱ6) p99、100、101
- ・最決 H28.7.12 (百Ⅰ79) p63
- ・大阪高判 H28.7.13 p146
- ・最決 H29.3.27 (百Ⅱ123) p189、190
- ・最決 H29.4.26 (百Ⅰ23) p41
- ・最決 H29.6.12 (百Ⅰ57) p33
- ・最大判 H29.11.29 (H29 重判 3) p112
- ・最判 H29.12.11 (百Ⅰ82) p66
- ・最判 H30.3.19 (百Ⅱ9) p96
- ・最判 H30.3.22 (百Ⅰ63) p55
- ・最決 R2.9.30 (R2 重判 4) p99、101
- ・最決 R3.6.9 p190

(参考文献)

- ・「刑法総論」第3版(著:山口厚-有斐閣)
- ・「刑法各論」第2版(著:山口厚-有斐閣)
- ・「CRIMINAL LAW 刑法」第3版(著:山口厚-有斐閣)
- ・「新判例から見た刑法」第3版(著:山口厚-有斐閣)
- ・「基本刑法Ⅰ 総論」第3版(著:大塚裕史ほか-日本評論社)
- ・「基本刑法Ⅱ 各論」第2版(著:大塚裕史ほか-日本評論社)
- ・「刑法総論」第3版(著:高橋則夫-成文堂)
- ・「刑法各論」第4版(著:高橋則夫-成文堂)
- ・「刑法総論」第3版(著:西田典之-法律学講座双書)
- ・「刑法各論」第7版(著:西田典之-法律学講座双書)
- ・「刑法総論講義」第6版(著:前田雅英-東京大学出版会)
- ・「刑法各論講義」第6版(著:前田雅英-東京大学出版会)
- ・「講義刑法学・総論」初版(著:井田良-有斐閣)
- ・「刑法総論講義案」三訂補訂版(司法協会)
- ・「刑法総論の考え方・楽しみ方」初版(著:佐伯仁志-有斐閣)
- ・「刑法と民法の対話」初版(著:佐伯仁志・道垣内弘人-有斐閣)
- ・「罪数論の研究」補訂版(著:只木誠-成文堂)
- ・「刑法判例百選Ⅰ 総論」第8版(有斐閣)
- ・「刑法判例百選Ⅱ 各論」第8版(有斐閣)
- ・「最新重要判例250刑法」第11版(著:前田雅英-弘文堂)
- ・「重要判例解説」平成18年～令和2年度(有斐閣)
- ・「法学セミナー増刊 新司法試験の問題と解説」2006～2011(日本評論社)
- ・「法学セミナー増刊 司法試験の問題と解説」2012～2021(日本評論社)
- ・「受験新報」2006～2016(法学書院)